

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年9月16日)

○ 樋口龍馬委員長

皆様、お疲れさまです。議会開会中のお忙しいさなか、お集りいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日、土井委員より欠席のご連絡を頂戴しております。また、日置委員におかれましては、5分ほど遅刻をされるというふうに聞き及んでおるところでございますので、ご了承をください。

本日は、専門的知見の活用として、三重大大学の杉田先生、また大隈先生にご臨席をいただいております。後ほどご講義を賜ります。

それでは、ただいまよりスポーツ振興条例調査特別委員会を開会いたします。

本日は、この専門的知見の活用を受けまして、今まで積み残してまいりました宿題についても解決を図った後、パブリックコメントに向けた条例の固めという位置づけとして開催していきたいというふうに考えておるところでございます。

そのパブリックコメントを預けるに当たりましては、後ほどもまた明言をいたしたいと思っておりますが、先般、森委員よりご指摘をいただきました、パブリックコメントに入ったからといって、全てを固めるわけではないんだよねという確認をいただいておりますので、私ども正副委員長といたしましても、これで、もうパブリックコメントに持っていったら一切さわれないという感覚ではございません。今後、参考人の招致についても2回予定をしております。そういった中でも、何らかご意見があるようであれば、委員会の中でもんで、対応ができればというふうに考えておるところでございますので、その点についてもご留意ください。

本日より、この特別委員会でネット中継ができるというような形で議会運営委員会のほうで確認をされているところでございますが、今回は、時間のタイトな中で改めて大学側への確認等、時間の余裕がなかったというところから、ネット中継については行わないことにしたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、今後、2回の参考人招致につきましての扱いですが、参考人の中でお一人様でも、ネットの中継について好ましくないというようなお話があるようでしたら、ネットの中継を行いませんので、その点についてもあわせてご留意をお願いいたします。

それでは、事務局より配付資料の説明をお願いいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

事務局より、本日配付させていただきました資料の説明をさせていただきます。

座って、失礼します。

まず、クリップ留めしてあります事項書のほうをはねていただきまして、2枚目にスポーツ振興条例についてということで、本日ご講義をいただきますレジユメになります。

続きまして、(仮称)四日市市スポーツ振興条例・逐条解説(案)の修正・追加箇所ということで、2ページの冊子になったものになります。

続きまして、条文中の市民についてという両面刷りの1枚のペーパーになっております。

続きまして、こちらは、事前に委員の皆さんにタブレット配付させていただきました条例の名称案と前文案についてという1枚ぺらの用紙になります。

続きまして、文部科学省のホームページから抜粋いたしましたスポーツ振興に関する特別委員会(第3回)議事録の写しになります。こちらは2枚のつづりになります。

続きまして、A3の平成28年度四日市ドーム特別申請分使用予定表と平成28年度中央緑地体育館の使用予定表になってございます。

続きまして、参考人招致候補者リストと参考人の出席依頼の文案及び別紙の3枚つづりになったものになります。

続きまして、四日市市スポーツ振興条例(案)に対する意見募集の実施についてというパブリックコメントを行う際の実施要領の案になります。こちらは2枚のつづりになっております。

最後に、前回8月18日の委員会でご確認をいただきましたものを反映した四日市スポーツ振興条例の素案の逐条解説になっております。

本日配付させていただいた資料は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました資料につきまして、お手元に不足をしてみえる方おみえになりませんか。

ないようでしたら、早速進めてまいりたいと思います。

本日、まず、専門的知見の活用から入っていきたいというふうに考えておるのですが、

ご講義のほうを1時間を一つの目途として、また、質疑応答については、休憩時間を含めましておおむね40分から50分程度というふうに考えております。午後3時10分を一つの区切りとしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

では、両先生方、前のほうにお進みいただいて、ご講義の準備をお願いいたします。

○ 杉田三重大学教育学部教授

皆さんよくご存じのとおり、スポーツ基本計画、アクションプランが2012年に国のほうで策定をされました。今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針の中に、大きく1から7までの内容が記載されております。これにのっとして、いろんなことを考えていくというのが基本的なスタンスだろうというふうに思うわけでございます。

最初に、子供のスポーツについてですけれども、ここに記載されておりますとおり、体力低下が叫ばれて久しいわけですけれども、この現行の新体力テストになってからの体力の水準というのは、実は昨年、最高になっております。ただし、項目が変わっていますので、徐々に伸びていっているように見えますけれども、ちょうど1985年のころの体力レベルにはまだまだ達しておりません。ですから、上がっているようには見えるんですけども、ようやく回復をしてきたというふうに考えるほうが妥当だろうと思います。

その中で問題視されておりますのは、特にボール投げのようなスキルを伴う能力が、ほかのものはどんどん上がっているんですけども、どんどん低下をしてしまっているということで、単純な体力というのは上ってきているんですけども、特にボール投げですね、これについては非常に問題視されているということで、言いかえますと、普段スポーツをする中で、幼児期からのいわゆる多様な運動経験ということを考えていかないと、ある程度の体力はあるんですけども、要はぶきつちよな、例えば転んだときに手が出ないとか、体力はあってもボールが投げられないとか、少し偏りのある、そういうような体力レベルの発育、発達になりかねないというようなことが今、問題視されております。

そういった中で、このスポーツ基本計画の中に幼児期からの子供の体力向上という文言が入っておりますので、特に幼児期における運動指針をもとに、実践研究を実施してくださいということと、それから、特に生活習慣ですね、生活習慣のいい子供が体力もよくて、結果的に成績もいいという因果関係が出ておりますので、小さいうちから生活習慣ですね、食事だとか、睡眠だとか、日常の過ごし方とか、こういったことをしっかりと教育させようということが叫ばれております。

それから、もう一つは、体力、運動能力の調査、テストですね。これは、全校で調査をして、それをもとにいろいろなことを考えていくということが望ましいというふうに思っております。ですから、こういった調査の結果、エビデンスをもとにいろんなことを検証し、取り組みに反映させていくというようなことが求められています。

三重県は残念ながら全校ではなくて、指定校の体力測定というふうになっております。四日市も恐らくそうだと思うんですけども。

そもそも我々の体というのは、四つの体の中の機能、形態というものに分けられまして、20歳のころを100%として、生まれてから、どんなふうにこのそれぞれの四つのタイプが発育していくかというものをこれはあらわしたものです。スキヤモンの発育曲線といまして、我々の教科書的な、これはもう知っておかなければいけないスポーツ科学の基本としては重要な内容なんですけれども、ここで一番重要なことは、まず一般型というところで、これは、簡単に言うと内臓諸器官、それから筋肉や骨、こういったものの発育度合いです。幼少期に多少急に上がるんですけども、ここで一旦停滞をして、第2次成長期を越えてから20歳になる、ここでぐんと体ができるということを示しています。

それから、運動能力に最も重要なのは、こういった体の筋肉や骨という部分ともう一つは神経系というものです。これは運動のセンス、巧みな動きとかですね、器用に体を動かすというようなところというのは脳の働きに支えられるわけですから、これが大体10歳ぐらいまでの間にもう既に成人の9割に達します。

ですから、こういったことを踏まえますと、ここですね、体をうまく動かす能力というのは、年齢、そして、年間の発達量で見ますと、幼児期や小学生期が最も高いんですね。ですから、幼児期からのという文言の背景には、こういった部分のエビデンスがあるということでもあります。

したがって、幼少、特に小学校期の低学年においては、一つのスポーツ種目だけではなくて、さまざまな運動種目あるいは遊び、そういったことを経験させながら、調整力をうまく育てていくという取り組みが必要であります。

小学生や中学生の前半期では持久力、そして、体が発育、第2次成長期を終えて、体ができ上がった高校生期に、ようやく大きな力を出す能力というものが最も大きく発達することになります。

それから、これは、運動習慣についてのお話ですけども、国のほうとしては、成人が、週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人と、67%程度でしょうか、週3回以上のスポー

ツ実施率は3人に1人、これを目指しております。

そして、これは、四日市市で今年アンケート調査をされた結果です。ちょっといただいて、まとめてまいりました。

20歳代から70歳代の男女合わせまして1079名、いろんな年代の方が入っておりますけれども、週1回以上というのは、四日市の場合、49.9%、約50%、週3回以上というのが、ここに三、四回と五、六回というのをあわせると30.2%、これは国の割合をクリアしておりますが、週1回以上の人が2人に1人、それから全く運動しないという人が25%、国では1年間に一度もスポーツをしない人の数がゼロに近づくことを目標にするということです、やはり何らかの形で運動に参加できるような仕組み、そういったものが必要だろうということでもあります。

これは、そのアンケートの調査の結果ですけれども、主にスポーツを実施している場所というのが路上というのが4割ぐらい。これはどう考えたらいいかということなんですけれども、後でちょっとどういう運動をしているかというのはお見せしますけれども、1人でというのが67%なんですね。家族とか友人、知人という割合がそれほど高くないというのはちょっと寂しい結果であるかなというふうに思います。

実施したことのある運動・スポーツの種目というのは、ウォーキングが64%、ウォーキングは1人でできます、路上でできます。多分そういう結果を先ほどの反映しているんじゃないかと思うんですけれども、体操とか、こういったものは1人でできるようなものであります。

今後実施してみたい運動・スポーツの種目というのがこんなふうに出ていまして、球技とか、みんなでやるような部分というのがちょっと少ないというのがやはり残念なところで、これは、施設ですね、環境が整っていないということ逆をあらわしているのかもしれない。

これは、ある研究者のデータなんですけれども、1人で半年間トレーニングをして、さらに集団運動、みんなで運動をした場合のグループ1と、グループ2というのは1人で運動を半年間やる。そうしますと、精神面における変化というのは、個別運動に集団運動を加えたこの群というのは有能感も達成感も統計的に優位に上がっていますが、この1人でやる群というのは達成感が逆に下がっているんですね。

ですから、運動というのは、1人でやるということよりも、やはりたくさんの人たちとやるということがこういったところの効果として挙げられるということで、する、観る、

支えるという言葉がありますけど、私は、するというこの言葉にもう一つですね、競う、やるとかするとかですね、それから、競う、そして、観ると支えるがあると思うんですね。ただやるというだけじゃなくて、やっぱり競うという部分が入ってこないと、スポーツの本来持つ効果的な部分というのは引き出せないんじゃないかなというふうに感じております。観る、する、競う、そして、支えるという四つですね。

それから、これは大隈先生のところですけども、これはちょっと後でお話を。

ライフステージですね、生まれてから亡くなるまでの間に、いつでも、どこでも、誰でもというキーワードがこの条例案の中にもありますが、性別という文言が入っていないかと思えます。

年齢とか体力とか、技能、興味、さまざまなレベルに応じてというふうには記載されておりますが、性別ですね、例えば女性ですと、お子さんがいらっしゃる方もいます。体育館に運動に行きます。お子さんがいては運動ができません。最近、国の考え方としては、そういったところでも託児所を設けたりして、女性がいつでも、どこでも、誰でも運動ができるような環境づくりによりやく乗り出したというようなことがあります。そういったことで、性別という文言を入れてもいいんじゃないかなというふうに感じております。

それから、高齢者ですけども、これ、もう皆さんよくご存じのとおり、1日当たりの歩数がたくさん歩ける人ほど、健康だとか、死亡率が低いとか、これは死亡者数ですけども、こういったデータがたくさん出ております、厚生労働省を中心にですね。

これは、アメリカのステファニー・ストデンスキー教授の言葉なんですけど、人間が動く速度は、その人の活力と健康を如実にあらわしています。これをエビデンスとしてあらわした調査結果をご紹介しますと思います。

1986年から2000年までの間に3万5000人の人を対象に研究をした成果です。ただし、この研究では、400人以上の65歳以上の高齢者に絞り込んで、その人たちが何歳まで生きたかとかという追跡調査をして、生存率を調べて、そのデータを解析しました。

これが結論なんですけど、65歳のときの歩く速度が、こっちは男子、こっちは女子ですけど、速ければ速いほど、その後の寿命が長いということを示しています。例えば65歳で1.6m毎秒ですね、歩ける人は、その後、生きられる年数が32年ぐらい、97歳ぐらいまで生きている。ところが、このときに、一番少ない0.2m毎秒しか、もうゆっくり歩きですね、この人は8年しか生きていないということで、男性も女性も、きれいに歩く速度が、65歳のときの速度が速ければ速いほど、要はその後長く生きることができているという結

果をこれは示しています。

ですので、これは65歳の方の追跡調査ですけれども、やはりただ漫然と歩いて歩数を稼ぐだけではなくて、やはりある程度速さというものを考えながら歩いていただくということが大事だということで、歩行速度がその後の余命年数に影響を与えているということになります。

ちなみに1.6m毎秒ですね、ここで言う一番速い群の速度というのは、大体1時間に4kmです、時速4kmですね。ですから、1km当たり15分です。競歩の選手は1km、4分切ります。今、日本で競歩の選手ですね、かなり強くなりましたけど、これぐらいの速度が65歳のときには求められるところでありまして、この速度との関連性があるということになります。

これは、最初にご紹介した四日市の約一千名の方のアンケートの結果を幾つか抜き出して示したものですけれども、やはりスポーツクラブやサークルが活動しやすい環境づくり、特に力を入れるべき、力を入れるべき、あわせますと66%ぐらいになりますし、一番大きいのは、この辺ですね、誰もが気軽に運動、スポーツができる教室の充実、これはみんなのできるから非常にいいと思いますし、子供の体力強化、ここも8割ぐらいですね。ですから、幼児期から、あるいは小学校、中学校の学校体育授業、運動部活動の充実といったものはやはり強く望まれているという背景があるかなというふうに思いますし、それから、障害者の方の環境づくりというものも8割弱ぐらい、力を入れるべきだと回答があります。さらには、トップアスリートが身近に見られるイベントの開催、これも57%、そして、スポーツ指導者、ここも65%、市内選手の競技力の強化及び支援、ここも65%ぐらいということで、一般的な運動参加の機会、環境づくり、あわせて競技力向上に関する興味、関心も非常に高いということがうかがえると思います。

指導者の養成というところが一つありますが、好循環という言葉が結構ひとり歩きをして、なかなかうまくいかないじゃないかという部分もあるんですけども、現在、就職をされておりますが、もともとオリンピックだったとか、もともと世界レベルで活躍していたという人をうまくスポーツの現場に入って、指導してもらいたいということも一つあるかと思いますが、もう一つは、職員の採用に、スポーツ枠というのが最近ちょこちょこ見られてきております。

これは、埼玉県の熊谷市、2019年に世界ラグビーのワールドカップがありますので、それに向けての準備ということでスポーツ枠の職員。じゃ、そのワールドカップが来ないと

という話になるんですけど、これは佐賀県のある市ですけども、ここにスポーツ、芸術、文化というカテゴリーで応募ができるような仕組みがあったりですね、調べてみますとかなりの市町村で、たくさんこのスポーツ枠、検索のキーワードを皆さん、職員採用、スポーツ枠と検索すると出てきます。結構出てきます。静岡県のあたりでもやっていますので、こういった形で、もちろん人物評価は大事です。スポーツで活躍した人は市民のリーダーとなるべきお手本であるべきだと思いますけど、そういった部分で、スポーツ枠というようなことでの採用というものもこれからはあってもいいのかなというふうに考えております。

ここで一旦、大隈先生のほうにちょっと交代しましょうか。お願いします。ちょっと交代させていただきます。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

失礼します。

私のほうからは、総合型地域スポーツクラブについてということで、まず、少し国の中の位置づけ等について説明させていただいて、その総合型地域スポーツクラブで成功したと言われるような事例を少し持ってまいりましたので、紹介をさせていただきたいと思っております。

総合型地域スポーツクラブについてです。

皆さん、総合型地域スポーツクラブというのは、どういうふうな趣旨を持って展開をされているのかということをご存じでしょうか。四日市の中でスポーツをやりたいという同士が集まって、体育館で、地域でよく若い人たちはやっている場面をよく見ますけれども、それが、総合型地域スポーツクラブというかという、そうではないんですね。

総合型地域スポーツクラブというのは、国が、ある一定の目的、趣旨を持って展開をしているというものを指して、総合型地域スポーツクラブというような捉え方をします。

まず、総合型地域スポーツクラブの狙いなんですけれども、この狙いとしては、やはり生涯にわたって、生涯スポーツと言われますけれども、生涯にわたってスポーツを楽しむことができるその場ですね、環境をその地域の中につくるということが一番の使命、狙いになっております。それが定着することによって、この後見ますが、国の施策ですね、生涯スポーツ社会の実現というようなことを目的にしているところがありますので、そこに貢献するような、そういった箱というか、場をつくるというのが総合型地域スポーツクラ

ブの一番の狙いになります。

これは、国の中の総合型地域スポーツクラブの位置づけについてまとめてあるものになります。

まず、国は、スポーツ振興法、これ、1961年ですね、以前のものになりますが、スポーツ振興法をつくっております。それをベースにして、2000年にスポーツ振興基本計画というのを策定して、10カ年計画なので、一応期間は過ぎてます。そこで、政策目標として、生涯スポーツ社会の実現です。そのために、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%まで目指すというような客観的な数値目標を出して展開をしたのがこの計画なんですけれども、その目標を達成するための施策として、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、その方策をうまく展開できるようにということの最重点施策として、総合型地域スポーツクラブを全国的に展開しますというようなことを国の中で位置づけています。それを通して、最終的に平成22年までにですね、全国の市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成するということがあって、四日市のほうでも、今、総合型地域スポーツクラブがつくられておりますが、そういったことが法の中で促進されていったというような、そういう経緯があります。

なぜ国が、総合型地域スポーツクラブを展開していくようにということ、わざわざですね、こういった仕組みをつくろうかとしたのかということ、これは、前回、説明させていただいたんですけれども、一つは、スポーツを取り巻く状況が問題として非常に大きくなってきているということです。先ほどもありました国民の運動不足とか子供の体力の低下とかというような、そういった問題がありますし、これまでの日本のスポーツを支えてきた企業や学校ですね、運動部活動の中にも活動の限界が見えてきているということです。それと、これまでの既存のスポーツ集団というのは、年齢とか種目というのは限定的であったということで、子供のスポーツをする子、しない子の二極化が進んでいるというようなことを解決するために、誰でも、いつでも、いつまでもスポーツができる環境づくりを目指してというのがまず一つでした。

それだけではなくて、総合型地域スポーツクラブの背景には、地域における社会の問題を解決するという部分も含めて展開をされます。この辺が総合型地域スポーツクラブを展開するということのどちらかという重要な点になります。少子高齢社会の進展とか、地域コミュニティーの弱まりですね、地域が抱えるそういった社会的な問題に対しても、スポーツを通して解決していこうという側面も総合型地域スポーツクラブの中には目指さ

れているということです。子供たちの社会性の低下とか、高齢者の医療費の増大、人間関係の希薄化が起こす問題ですね、青少年の問題活動とか、子供の遊び場がなくなっているとか、地域の活力が低下している。こういったところも含めて総合型地域スポーツクラブを通して解決していこう、地域コミュニティーがかつて有していたような機能の再構築をしていこうということも総合型地域スポーツクラブを展開していきましようという理由になります。

総合型地域スポーツクラブの構造になりますけれども、何がこれまでの地域で行われていたスポーツと違うのかという構造を見たときに、まず、そのクラブに参加する会員の人はまず地域の住民だということ。それだけではなくて、そのクラブ自体を運営するのも地域の住民が主体的に、自主的な運営をしていくようなクラブというものを目指しているということもこの総合型地域スポーツクラブの構造になります。

では、市が何もやらなのかというと、そうではなくて、そういった地域の住民の中の自主性とか、そういったところを高めていけるように協力、支援をしていく。そういうスタンスでかかわっていくというのが総合型地域スポーツクラブの特徴的なところになります。

ですので、スポーツをやるということを推進していくということももちろん総合型地域スポーツクラブの目的になりますけれども、それを通して、地域もよくしていくところを含んで総合型地域スポーツクラブというのを展開していきましようというのが趣旨になります。

実際に総合型地域スポーツクラブがそういう趣旨を持って展開するというのはそうなんですけれども、何が違うかという、先ほど、やりたい人たちが集まって、体育館でやれば総合型地域スポーツクラブかという、そうじゃないところのその違いをちょっと見ていきますと、これまでの日本のスポーツ集団というのは、学校運動部活動ですね、それをベースにしたようなチームだったんですね。ですから、同世代の、小学校では小学校期の、中学校では中学校期、高校期というような形で、同世代が集まった集団で、サッカーならサッカー、野球なら野球、単一種目の活動をして、ちっちゃい小集団の中で、指導者が学校の教員という場合が多いですね。試合をやるときは、学校の対抗戦という形で試合が展開をされていきます。ですから、図でいいますと左側になりますが、チームの活動自体がもう一つ一つ閉じているような形で、ほかとの交流がなかったりとか、そういった形で行われていたのがこれまでの日本のスポーツ集団の主なといいますか、特徴的な活動のスタイルだったとすると、総合型地域スポーツクラブというのは、もちろんスポーツを

やるんですけども、その枠組みを少し変えていこうというのが大きいところなんです。

ですから、これまで同世代の子供たちが、スポーツを、単一的なものでやっていたものを、もうちょっと枠を広げて、小学生と中学生がいっしょにやったりだとか、高校生とも、もちろん一般の活動ともうまくリンクできるような形でスポーツをやれるような仕組み、あとは種目も選べたりとかですね。指導者も、学校の先生が指導者をやりますと、転勤があつたりして、その環境ががらっと変わってしまう。そういったところで、また子供たちがこれまでのようなスポーツ環境をとれなかったりとか、そういった問題も含んでおりますので、地域の指導者の方、地域の指導者の中に学校の先生も、その地域での活動の指導をするというような形もあると思うんですけども、指導者も少しこれまでとは違うような形で、試合も、都市、地域対抗戦というような形の試合をちょっと多く展開をしたりというようなことも含めて、総合型地域スポーツクラブをつくと、その地域のスポーツの中身ですね、仕組みを変えることによって、これまでスポーツ活動をする上で抱えていた問題だとか、あとは地域が抱えている問題だとか、そういったものも一緒に解決していきけるような、そういう可能性を持って総合型地域スポーツクラブが推進されているということになります。

ですので、チームというのは、一つ一つ各地域の中にたくさんいろんなチームがあるんですけども、それを一つにするというようなこともあるかもしれませんが、チームというのは一応ある程度ありながら、それをまとめて、一つの枠組みの中でクラブとして展開をしていくというような、そういったことも総合型地域スポーツクラブを通して発想されているというか、これまではそういうことは余りなかったということで、新たに地域の中のスポーツの構造を少し変えていこうというところにあるということになります。

先ほど杉田先生のほうから、立国戦略とか基本計画とか、中身が少し紹介されたんですが、これも一緒です。私も、その中で、国が総合型地域スポーツクラブがどういう位置づけをしているのかというところを見るために、少し資料を持ってきました。

これは立国戦略の概要です。文部科学省のホームページにあります。

その中の戦略の1に、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造というところがあって、戦略は五つあるんですけど、五つの中の一つになります。

この中に、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することが掲げられています。

ここも、先ほど言ったようなところになりますので、次、行きます。

その主な施策を展開していくときに、ここに総合型地域スポーツクラブを中心として、スポーツ環境を整備していきましょうというところが主な施策として展開をされています。トップアスリートを活用した魅力のあるサービスを提供したり、新しい公共を担うコミュニティースポーツクラブの推進ですね、自分たちで、市民も一緒にまちづくり等に参加していきましょうというようなところになります。それ以外にも、たくさんこの戦略の中身にはあります。

もう一つは、戦略3の中に、スポーツ界の連携、協働による「好循環」の創出。この中にも、総合型地域スポーツクラブを拠点として、指導者も配置しながら、トップアスリートを派遣しながら、好循環をうまくつくっていく。それも総合型地域スポーツクラブをベースにしながらいかなるようなことが掲げられています。

スポーツ基本計画の中にも、これも先ほど出てきましたので、ちょっと飛ばしますけれども、スポーツ基本計画10カ年計画で、最初の5年間ですね、主に展開をしていくという部分が決められています。その中に、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備というのがあって、その政策目標として、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者、スポーツ施設の充実を図りましょうというようなことが施策の中にもこういった形で出てきております。

総合型地域スポーツクラブは、もう全国的に多くのところで展開をされています。四日市の中にも既に三つですね、展開をされているというふうに聞いております。

総合型地域スポーツクラブを展開するときのその成功例といったときに、何を成功というふうに捉えるかというのは、やはりその設立するとき、単につくればよいというわけじゃないんですね。総合型地域スポーツクラブをつくって、スポーツの実施率を上げましょうというようなことが最初言われていたんですけど、つくればよいというわけじゃなくて、それをつくる過程で、地域の中のまちづくりにつながったりだとか、話し合いをする中で、コミュニケーションがとれるようになったりだとか、そういったことも含めて何を成功と捉えるかというのは、その地域が抱える現状ですね、問題、課題、どういうふうなところを解決するために設立をするのか、目的や理念によって異なるということになります。

ですので、ホームページを見ますと、日本体育協会の中にもいろんな事例が出てきていて、それが全て一律かという、そうじゃないんですね。どこそこのその地域がどうい

う問題を抱えていて、こういうふうな総合型地域スポーツクラブをつくったことによって、こう変わったというようなことが事例として挙げられます。

ちょっと幾つか持ってきましたが、まず一つ目は、青少年の健全育成ということで、これは多いですね。総合型地域スポーツクラブを設立して、問題解決の成功事例はおおやのスポーツクラブ・ドリームズというようところが挙げられます。さっき言いました子供のスポーツへのかかわりというのがどんどん減っている中で、さまざまな社会問題になっていることが上げられます。それを解決するために、子供の遊び場、スポーツを通して、そういった問題を解決しようというのが設立の背景にあります。これは熊本県になりますが、ちょっと時間的なものもあるので、先に進みます。

おおやのスポーツクラブが何で成功したかという、青少年の一貫指導を目指すようなジュニアスクールをつくったというようところがだったり、指導者のライセンスをまちで独自につくって、子供たちを指導する人たちをふやしたり、あとは、部活動、中学校とかにありますけれども、そういう部活動というのはある程度種目が限定されていますので、それ以外の種目を総合型地域スポーツクラブをつくって、そこに入れていく。その枠にはまらないような子供たちにも、スポーツをやるように、例えばウエイクボードやヒップホップダンスというような種目も取り入れながら、多様なスポーツにかかわれる、そういった環境をつくったということ、この辺がこの事例の成功例というようことになります。

二つ目になりますけれども、学校運動部活動ですね、この辺は、どの地域もいろいろ問題は抱えています。少子化に伴って部員数の減少も問題となっていますし、教員数ですね、指導者の数も、教員が忙しいという中でなかなか十分な指導ができないという状況にあります。そういった中で、子供たちが部活動、スポーツに十分に専念できないというような、そういうふうな問題を抱えている、それを解決するための事例です。

NPO法人ゆうスポーツクラブというところがあるんですけども、ここは、もともと設立の段階から、中学校の部活動とその下ですね、小学生を対象にしたスポーツ少年団との間の連携を視野に入れた、そういう地域の中でのスポーツ活動というものを視野に入れながら設立をしたところになります。

その結果、中学校の部活動の顧問の先生と地域の指導者が共有の意識を持って、子供たちからしてみれば、小学校から中学校まで、ある程度一貫して指導的なものを受けるという環境が整ったということと、あとは部活動にないような種目、バドミントン、フェンシング、空手とか、そういった多様な種目をですね、総合型地域スポーツクラブであれば、

そういう指導者を呼んできて展開することも可能です。あとは、中学校の放課後の部活動に総合型地域スポーツクラブとして連携をしていけば、小学校の時点で一緒に参加をしながら、より多様な活動をすることもできます。そういった中で、学校単位でやりますとちよつとなかなか難しいものも、総合型地域スポーツクラブという形で一つにまとめた組織をつくりますと、その中の連携がうまくとれれば、子供たちにとってみたら、スポーツ環境が整っていくということにつながっていきます。

これも、団体間の意見の食い違いということで、設立する過程で、やはりいろんな活動団体には利害とか、対立、あつれきを生むような、そういったことも話し合うことになるんですね。そういった中で、総合型地域スポーツクラブをつくっていくときに、これまでの地域の中のその構造が少し変わっていくことによって、それがプラスになるようにということでもうまくいった事例というものもあります。

ごうどスポーツクラブというところですよ。何でうまくいったかという、これはちよつと少し趣旨は違いますけれども、やっぱりキーパーソンがいて、そのキーパーソンがその活動の団体とか、中心になっているような方々にもう何回も何回も説得をしながら、総合型地域スポーツクラブに対する理解を少しずつ高めていってもらって、それによって総合型地域スポーツクラブというのはうまく展開していくようになっているんだということです。最初からうまくいくかという、そうでもなく、そういった中で解決を図りながら、地域のスポーツを通して、地域もよくしていこうというようなところにつながるということも実は総合型地域スポーツクラブの趣旨、目的を達成することにつながります。

あとは、この辺は、今の現状ですと、子供たちが、先ほども言いましたけれども、やっぱり一貫したスポーツ指導環境がなかなか得られないということで、そういう中、総合型地域スポーツクラブを通して、そういう環境をつくれないうところ、総合型地域スポーツクラブをつくったという、そういう事例になります。

これは塩竈フットボールクラブになります。正会員60人ぐらいでちよつと少ないんですね。フットボールクラブですので、ある程度、多種目といったときに、ちよつとその限定はあるかもしれないんですが、一つではありません、幾つかの種目を展開しています。

これが、その次のところにもつながりますけれども、子供たちのスポーツ環境を整えて、さらに、そのスポーツクラブがJの、この下に書いてあるんですけども、ヴィーゼ塩釜というJリーグ入りを目指す、そういうふうなクラブチームもつくって、一貫したピラミッド型のそういったシステムをつくったということです。総合型地域スポーツクラブの中

から、サッカーのJリーグ入りを目指すような、そういうクラブチームをつかって、一緒に展開をしているという例になります。

以上になります。

あとは、前回も話したんですけれども、今、そういうJリーグだけに限らず、バスケットもバレーボールも含めて、地域志向で、そういうクラブチームが地域に根差した活動を展開していこうというのは今、スポーツ界の流れになっているんですね。

ですから、例えばサッカーのJリーグも含めてですけれども、そのクラブを持つための基準として、そういう青少年、子供たちのクラブを必ず持ちなさいというようなことが決めています。じゃ、そのJのクラブは、その辺を総合型地域スポーツクラブとうまく連携をして、解決しながら、自分たちのところだけで全てを持つというのは難しかったりするので、それを総合型地域スポーツクラブにしようというようなことで、ハイブリッド方式というんですけれども、自分たちの一応企業を起こしながら、総合型地域スポーツクラブも一緒に展開をしていくというようなシステムをとっているところが多くなってきています。

この辺も、前回言ったところなので、時間的に飛ばさせていただきます。

経済的な効果は、Jのクラブもそれ相応の利益、利点があります、メリットがあります、地域の中でクラブを展開していく。ですけど、この地域のほうにも、クラブを呼んできてとか、総合型地域スポーツクラブが持つプロのチームをつくるということによって、さまざまなメリットもあるということです。お互いウイン・ウインの関係をつくることによって、地域がよりよくなっていくというようなことを志向しながら、展開をしていくことができるということになります。

最後なんですけれども、これは、湘南ベルマーレというチームなんです。組織図を見ますと、トップとアンダー18ぐらいのところを株式会社湘南ベルマーレというところが運営をしています。それと同時に、それ以外のアンダー15、12、10とか、その辺の活動は、NPO法人の湘南ベルマーレスポーツクラブというところがやっているんですね。両方一緒に展開をしているというようなことになります。

以上になります。

私のほうからは最後ですが、総合型地域スポーツクラブの何を成功とするかというのは、やはり各地域が掲げているような目的や理念、そういったものをしっかり持って、総合型地域スポーツクラブをうまく活用しながら、その地域が抱える課題やそれ以外の地域独自

の問題等も解決していこう、そういったところに解決、成功につながるようなところがあるということになります。

私のほうからは以上になります。

○ 杉田三重大学教育学部教授

交代させていただきます。

最後に、競技水準の向上等についてということで、国や県、市町村の役割ということで質問をいただいていたかと思いますが、どうあるべきかということよりは、競技力向上をどう考えるか。今、我が国ではどんなことが起こっているかということをお話させていただきたいと思います。

スポーツ基本計画の中にこういった文言が入っております。その中には、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化ということで、このジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援、この言葉が非常に戦略的なんですけど、トップアスリート発掘・育成・強化するために、スポーツ団体の強化、研究機関、地域等の連携によりジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化する。

これが、具体的にどんなふうなことが地域で行われているのかということなんですけれども、一つの例として、これは、日本スポーツ振興センターと連携する地域で行われているタレント発掘育成事業、これだけの地域で行われています。これは、簡単に言いますと小学生や中学生のうちから体力のある子をピックアップして、定期的にプログラムを与えて、その子供が世界により近づく、そういうような育成事業なんです。ここに種目が書いてあるのは、もうこれは種目特化です。種目を決めて、発掘をして、育成をしてと。

一番最初に行われたのが2004年の福岡県です。この福岡県は、種目適正型といって、何に向いているかわからないんですけど、体力レベルのある子をピックアップして、その子たちにいろんな競技経験を体験させて、この子はこれに向いているんじゃないか、これに向いているんじゃないかということで、うまくマッチングをさせていく形です。これは非常に大変です。

見ていただきますと、県が大体ほとんどだと思いますが、北海道は、冬期種目ということもあって、美深町とか上川北部とか、こういう市町村レベルでも種目を決めてやっております。

これをやってくださいということではなくて、こういうようなことが行われております

ということです。

一貫指導の話はちょっと飛ばしますが、じゃ、その発掘をした子供を、毎週のようにスポーツ漬けにするんじゃないかというような解釈をされる方が多いと思うんですけども、やはりアスリートというのは、ただフィールドだけでは育たないんですね。こういった能力開発育成プログラム、身体能力というのはもちろん大事ですけど、知的能力、今はスポーツ教育プログラムという言い方をしますが、例えばコミュニケーションをとったり、ロジカルに物事を考えたり、論理的に説明をしたり、さまざまな知的な部分の開発というのも非常に重要です。それから、保護者ですね、モンスターペアレンツがたくさんいらっしゃると思いますけど、保護者の方に、子供たち、お子さんをどういうふうに守ってくださいよ、育ててくださいよ、見守ってくださいよという、そういうプログラムも含めて必要なレクチャーをしたりしています。

ですから、ある種目に特化したスポーツパフォーマンスが向上するような、そういうプログラムだけをやっているわけじゃないということです。そのプログラムに出れば、さまざまな能力も開発されて、さまざまな教育的な能力も開発をされて、その子がそのスポーツで生きていけなくなったとしても、別の世界で頑張れるような、そういう素地をしっかりと与えているということでもあります。

これは、スポーツとの出会いからエリートに至るまでのそれぞれの組織、団体、それから時系列的なものを示していますけれども、地域というのは、やっぱり学校とそれから、地域になりますから、主にはそのスポーツとの出会いです。これ、タレント、スポーツ活動に適した人材が今後、国際的あるいは国内でも活躍ができるポテンシャルアスリート、ここの部分を地域ではかわりを持つ、そういうことを示しています。学校では、部活動ですね、やはり、クラブですね、地域ではあるかと思いますがけれども。

いろんな競技種目があります。一くくりになかなか説明がしにくい部分というのがあります。例えば陸上競技、私の専門ですけども、陸上の場合、種目転向のデッドラインとここに書いてありますが、これは、ほかの種目をやっても、陸上競技に転向してきても十分その後、国際的にも活躍できるよという、そういう種目を変更しても陸上競技で頑張れるその年代を示していますけど、18歳とか19歳で陸上競技に転向しても、その後、オリンピックになれるということを示しています。

ですから、接点というのは非常に大きいです。小学校、中学校時代というのは、陸上競技に向いているか向いていないか、わからない状態。ところが、テニスとかこういった冬

期系は、もうかわりというのは3歳ぐらいからスタートしていますので、こういった種目については、早くから出会える機会をつくってあげるといことも大事だと思いますし、このポテンシャルというのは、その次の段階に進むレベルかどうかということを見きわめる重要な段階だというふうに考えれば、こんなふうに種目によって、旬の時期、出会いの時期がばらばらだということなんです。

特に地域では、この幼、小、中学、高校という段階が大事なんですけど、スポーツの環境を整えるために必要な部分をここに書いてありますけれども、大会ですね、これは競い合う場があるかどうか。それから、拠点、そこで、しっかりといい指導者も、それから選手もいる。それから、いい指導者ですね。それから、プログラムやカリキュラム、こういったいいものがなければうまくいかないということで、いわゆるその地域、市町村レベルで、やっぱりこういった部分をきちんと整えてあげる。クオリティーの高いプログラムやカリキュラムを指導者の方々に研修なり、学ぶ機会を創出する。そして、拠点を設けて、大会を整備してあげる。総合型地域スポーツクラブ同士の大会があってもいいでしょうし、総合型地域スポーツクラブに入っている部活にも入れて、どっちでも試合ができるとか、市の裁量で運用ができるような場合には、うまくその大会設定をして、いろんなことを競い合わせる。例えば、簡単に言いますとサッカー部じゃない子たちのサッカーの大会をやるか、バスケットボールをやっていない子たちだけのバスケットボールの大会をやるか、いろんな形でその競い合い、スポーツとの出会い、創出の場面をつくる、こういうことが非常に大事だというふうに考えられます。

これは陸上競技の例なんですけど、実はオリンピックとか世界陸上で日本の代表選手だった人たちの調査をしてみますと、小学生期には、実はほとんどが専門的に陸上をやっていないんです。中学校期でも、6割が全国大会に出場していない。つまり、陸上競技の場合ですね、小学生とか中学生で活躍をしている選手が必ずしもオリンピックになっているとは限らないということなんです。

実は、小学生の全国大会の全出場者の生まれ月を調べてみますと、こうなります。4月から6月生まれの子供たちが大体45%ぐらい、これは2011年から8年のこの4年間で、あるいは同じです。だんだん少なくなりますね。僕は2月生まれですから、多分だめだったんですけど。ということは、小学生期の競い合いというのは、生まれ月で非常に左右されるということなんです。

ですから、陸上競技の場合ですけど、小学生期に陸上競技を専門的にやっても、それは

発育度合いの差による競技力の差ということになりますので、発育が遅い人と早い人を見ますと、やはり小学生、中学生期というのは、発育が早い人のほうが体力も高いので、結果的にレギュラーになったり、いい成績を上げられるということなんです。高校生期ぐらいになると、ようやく用意ドンで同じぐらいになるということですね。

これは、何を示しているかといいますと、陸上競技の小学生の全国大会の100mで優勝した子たちの生まれてから、6歳から十何歳までのこれは1年間に伸びた身長をプロットしています。一番伸びたこの時期というのがピークハイトベロシティといって、その人の発育度合いを示します。そうしますと、小学生で全国で活躍する選手のこのピークになっている年齢というのが10.7歳、非常に発育のピークが早い。高校や大学で活躍した人というのは、大体平均すると12.5歳です。2歳ぐらいは小学生で活躍する人というのは早熟だということなんですね。

これ、ちょっとさっきのに似ているんですけど、全国小学生大会に出場する4月から6月生まれの子は45%、さっき言いましたね。だんだん少なくなっているんですけど、全国中学校、インターハイ、日本インカレ、日本選手権、オリンピック、世界陸上になりますと、この割合がだんだん均等になります。ですから、陸上競技で小学校や中学校期にいい成績を上げて、その後が約束されているわけではないということですね、もちろんそのままいく人もいますけど。じゃ、野球はどうかというと、プロ野球選手になる人はやっぱり4月生まれ、5月生まれが多いんですよ。ですから、残念ながら、生まれ月というのは結構スポーツの成績と関係があります。大リーグで調べてみますと、アメリカの場合、9月入学ですから、ここが9月になります。9月、10月、11月、12月、多少こうやっぱり影響があるんですね。

才能ある子供はどこにでもいるんですけど、それを認識する方法と系統的、計画的に育成する体制とプログラムの指導者が大事だということですね。それを持たないで発掘するというのは、暗闇の中で黒猫を見つけるに等しいと言っているんです。こういうことですね。ですから、そういう方法論がなければ、若いうちから発掘して、育成しようということとはなかなか難しいということなんですね。

ですから、僕は、こういうことが大事だと考えています。小学校とか中学校というのは、いい競技会で成績をとった子を集めて、何か選抜合宿をすると、これ、陸上の場合ですけど、そういうことも大事ですけど、でも、もっともっと広く陸上競技をやっていない子を陸上競技に参加させるとか、バスケットボールをやっていない子をバスケットボールに参

加させるとか、そういう裾野を広げる、そういう機会をうまく創出するということが地域には求められているのかなど。その中で、そのときにいい記録を出した子たちに何をしてあげられるかということも同時に考えることが大事じゃないかと思います。

ですから、競技力に影響する要因というのは、幾つもあるんですけども、例えば人的な環境、施設整備環境、それから経済的な環境、情報・ネットワーク環境、国がやること、県がやること、市町村がやることがどれなのかということよりも、市町村で何ができるのかということを考えてあげることが私は大事かなと思います。活動費用というのも市が出してあげられれば、それはそれでいいと思いますし、競技場もいいものがあれば、それはこしたことはないですし。

というようなことで、私が考える部分というのは、一本釣りでもいい子というのは高校生以上になってからでいいと。ここですね、広く子供を集めて、運動する機会、競い合う大会の設定、そういったものが大事じゃないかなというふうに思っております。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

杉田先生、大隈先生、ありがとうございました。

ここで、10分程度の休憩をとらせていただきたいと思います。45分再開といたします。こちらの時計で45分再開とさせていただきますと思います。

なお、休憩が終わりましたら、ただちに質疑に移りたいというふうに考えております。質疑に際しまして、何点か注意事項を申し上げます。

まず、今回は、条例を調査するための特別委員会の専門的知見の活用でございますので、政策に余り深く踏み入るものでないということをまずご理解いただきたいと思います。限られた時間でございますので、効率的かつ効果的な質問をお願いしたいと思いますので、文章等はまとめておいていただければと、休憩中に考えておいていただければというふうに考えるところでございます。

また、皆様思いが強くございますので、さまざまな知識を披露いただく機会もあろうかと思いますが、今回は質問をして、答えを引き出すような、ヒントを引き出すような会にしたいというふうに考えておりますので、その点もご留意ください。

休憩といたします。

14 : 40 休憩

14 : 48 再開

○ 樋口龍馬委員長

定刻となりました。ご着席をお願いいたします。

ただいまより30分間の質疑応答の時間となりますので、その点もご承知おきください。

3時15分をめぐるといたします。

まだ若干おそろいでない方もおみえになりますが、時間にも限りがございますので、定刻で開始をさせていただきたいと思っております。

ご質問のございます方、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 三木 隆委員

教授の話、非常に参考になりまして、特に僕も、表現の中で、この競うという部分の表現が、なかなかいろいろ考えていましたけど、思いつかなかったもので、アスリートとかどうのこうのという文言ですね、結局、僕が言いたいのは、その競う力。僕も選手をやっている、根本にあるのはそこであると思うんですね。例えじゃんけん一つにしても、負けたくないというのが僕らの幼少時代の鍛えられ方であったもので、それで、この間、教育民生常任委員会でもちょっと言いましたが、その競う、競技力の向上の視点ですね、環境整備。今ある中で、新たな施設の整備というのは到底無理なところもありますし、今後開発されてくる施設も含めて、今ある施設をやっぱり小中学生以下の子にもっと使いやすい環境をつくるとか、そういう部分が今回の基本条例の部分の中で少し弱いかなと、きょうの話を聞いて、そう感じました。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

何か求めるお答えはありますか。

表明。

○ 三木 隆委員

結局、施設とか、そういう部分、踏み込めやんと思うし、いろいろな例を聞かしていただいたんですが、やはり各地域密着型の部分ですね、結構伺っておると、やっぱりスポンサーがついておる部分ですね。各企業、もともとあった企業からクラブチームに発展してきたという経緯も聞き及んでいますので、そこらの話になると、かなりなかなか難しい話かなと思って。

ただ、その市民レベルで、うまくやっているところですか、市民だけの方法、いろんなやり方あると思うんですが、例えば松本山雅FCも、あそこも、あそこはエプソンがついておるのやね。

だから、どこがあるんですかね、逆に、そういう市独自でやっているところは。

○ 樋口龍馬委員長

市独自で展開をしているところがあれば、事例として紹介いただきたいということでございます。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

市民球団型としては、SC相模原というようなところだとか、あとは静岡県藤枝市にある球団が、地域のサッカーに対するそういう市民の熱が高まってクラブをつくったと、総合型地域スポーツクラブを展開していく中でというような、市民球団型のタイプに入るものとしてはあるみたいですよ。

そうですね、あとは、地域におけるサッカークラブを中心に総合型地域スポーツクラブになったというのもありますし、ご存じかもしれないですけど、グルージャ盛岡というようなところだったり、福島ユナイテッドFCとか、そういったJリーグのクラブの中にも幾つかパターンがある中に、市民球団をベースにして、それがプロのJリーグのクラブの設立につながったという事例は結構あるみたいですよ。

それから企業先行型の中には、大分トリニータというようなところだったり、あとはカタレ富山とか、企業が中心になってクラブを展開しながら、総合型地域スポーツクラブも一緒に、ハイブリッド方式みたいな形で展開しているクラブもあるということです。一応紹介させていただきます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員

ありがとうございます。

確かに藤枝市の場合はですね、藤枝市役所が非常に強いんですよ。だから、市役所の方ですね、こう四日市市役所が中心になるような、一遍採用してください。

これ、要望です。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

他にございます方、挙手にてお願いいたします。

○ 中川雅晶委員

先ほどの三木委員が言われた競うというところ、私も、そのする、観る、支えるで、何か少し、これはどこでもある感じなので、何か違う概念という思いで、確かに競う、スポーツのやっぱり大切な部分が競うなんですけど、ただ、これ、条例にするとですね、この競うというのは誤解を受けやすいというか、一つ間違ったら、なかなか難しいというところがあるんです。

競うというのは、単にチーム内で競う、また、ほかのチームと競うというのもあるんですけど、自分と競うというか、自分の中にあるきのうまでの自分と競うという概念とか、この競うというのを条文に落とし込むときに、何か概念として示唆いただければなと思うんですが。

○ 杉田三重大学教育学部教授

条例の中にその文言を入れる入れないということよりも、するの中には競うという部分が含まれるということ、皆さんで共通理解のもとでこの条例ができれば、これの後にできる基本計画ですか、その中にまた具体的に盛り込んでいただければいいのかなと感じますけれども。

○ 樋口龍馬委員長

よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

○ 萩須智之委員

今の中川委員のご質問に関連するんですけれども、トップアスリートとか、そのアスリート育成で、きょう教えていただいた中で、スキヤモンの発達曲線とか、その始める時期、私は3月31日生まれなんですけど、三重県内でトップへ行くまでは大概苦勞しました。もう野球はチームに入れてもらえませんでしたので最初にあきらめました。

そういう形で、幼少期の時期というのは非常に大切だということを教えていただいた中ですね、行政がやる。それを総合型地域スポーツクラブでというお話なんですけれども、今ご紹介いただいた総合型地域スポーツクラブは、割と田舎のほうで成功例が多くて、都市部はもう既にお金を払ってやるフィットネスクラブ、もしくは習い事のクラブというのがもう充実してしまっていて、総合型地域スポーツクラブはやりにくい。

保々地区の総合型地域スポーツクラブを立ち上げるときに、私はたまたま子供が陸上をやっていたもので、その難しさはようわかりますというところで、ドイツは、以前、ゴールドンプランのときに150億マルクもかけたということで、今の日本円で11兆円ぐらいですね。ですから、そのときにスポーツ施設とか温水プールまで全部、各町につくりましたというのと比べると、日本の今の状態での総合型地域スポーツクラブというのは非常にやりにくい。それを支えていくための施策で、もうちょっと具体的に四日市市に合ったものについてのご助言と、それと、ついついトップアスリートという言葉が前面に出すと、これが中川委員の言われたことにかぶるんですが、拒絶反応をおこす、トップアスリート養成条例ではないぞということになるんですが、私がこう解釈させていただいているのは、それを見て、スポーツを始める子というのはふえるんです。こうやって水泳とか、冬のフィギュアをやると、翌年、物すごくたくさんその年に始める子供がおると。それが、先ほどの幼少期にある程度やっておくと、大人になって、高齢者になってからまた運動をやるというときに、とっつきやすい。水泳でも40分間やると、週3回ですってやると、一回来て、もうそれっきり来ないんです、運動経験のない人は。ですから、いかに子供のときにスポーツを経験させるか、いろんな種目をということで、もうちょっと具体的な施策があればと、この2点をお伺いしたいんですが。

○ 樋口龍馬委員長

大隈先生、お願いします。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

それを、その地域の総合型地域スポーツクラブで展開をするということですか。

○ 萩須智之委員

済みません、言葉が足りなかったかわからないですけど、日本の現状では、国は、スポーツ振興法を基本法に変えて、総合型地域スポーツクラブを活用しようとしていますけれども、お金を出していないので、学校の施設を使って間借りしてやっているようなクラブは非常にやりにくいんですね。

今現状で、そのために体育館を建ててもらったとか、プールをつくったというのではないと思うんですが、その予算的に少ない中でやっていくのに市はどうしていったらいいのかというご助言があると、四日市市ももうちょっとふえるんじゃないかなと思うんですけども、それが条例で何かしらお手伝いできるといいかなという気持ちもあるんですが。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

先ほどの総合型地域スポーツクラブのクラブの構造を見ていただいたところがあると思うんですけども、国としては、展開する上で、やはり総合型地域スポーツクラブというのは自主運営をするというところに何とか持っていきたいという意向はあるみたいです。

ですけども、それに向けて、国が、地域にそれをつくりなさいというだけで、何もしないのか。県も市もそうですけれども、何もせずにそういったクラブを育成できるのかというと、それはもう無理な話でして、先ほどおっしゃったように施設の問題もありますし、さまざまな環境を整えるのには難しいことですので、支援をするという体制を市として、やはり総合型地域スポーツクラブを展開する上で、こういった条例の中にやっぱりおっしゃったようにしっかり位置づけていくというような、子供のスポーツ活動もそうですし、総合型地域スポーツクラブに限らないかもしれないんですけども、特に総合型地域スポーツクラブは自主運営ということを目指して展開するということがある程度決められておりますので、そういった支援をする体制を文言として入れていくということは大切だとい

うふうに思います。

総合型地域スポーツクラブに全てを期待するというのもちょっと難しい状況だというふうにも思います。

○ 樋口龍馬委員長

では、杉田先生、補足をお願いいたします。

○ 杉田三重大学教育学部教授

今、スポーツ少年団というのは四日市にも当然あると思うんですけども、基本計画の中にもしっかりと文言化されております。スポーツ少年団においては、子供に、ジュニアリーダー、シニアリーダーとして、スポーツの多様なかかわり方の場を提供することや中学校の部活動との連携等を通じて、中学生や高校生の参加の促進に対する取り組みを行うことが期待されるということで。

これはちょっと大隈先生が調べてくださったんですけど、こういうような実態調査、報告書がありまして、笹川スポーツ財団ですね、全国市町村のスポーツ少年団、調査対象1564団体ですかね、2014年の3月ですから、2013年12月から2014年1月にかけて調査をしたと。そうしますと、こんな結果が出たそうです。

市町村のスポーツ少年団の事務局は7割が実は行政が担っているということで、もともと四日市もそうだったですね。

○ 樋口龍馬委員長

もともとそうです。

○ 杉田三重大学教育学部教授

ですから、ここを行政が担うのか、市から出して、指定管理というんですか、のような形で任せるのかということについては非常に大きな取り組み方、かかわり方に差が出るんじゃないかなという気はいたします。もちろん四日市からの支援体制だとか、公共施設の減免措置というのは多分あるんだろうとは思いますが、この部分で、学校部活動との連携等で、うまく市のほうで連絡調整、協働体制といったものをもっとつくれるといんじゃないかなというふうには個人的には思います。

それから、幼少期の運動についてですけれども、昔、名古屋大学に小林寛道という先生がおりまして、私の恩師なんですけれども、東京大学でお世話になったんですけど、その先生が、保育園児からその子が中学校を卒業するまで毎年、体力測定をやったんです。名古屋大学の先生でしたので、名古屋市でそういう実験はなかなかできないということで、三重大学と共同をして、紀北町の保育園から中学校を卒業するまでの子供、それから三重大学の付属幼稚園から付属中学校を卒業するまで、それから旧久居市に裸足の幼稚園がある、あったんです、今もあると思うんですけど、そういう幼稚園で、裸足での運動に積極的なところで、子供の体力測定もやったりして、比べてみますと、やはり幼稚園でそういった取り組みをやっている子供の体力というのはレベルが高いんですね。

ですから、やはり体育、スポーツの専門的なスタッフ、あるいはそうでなくても、その知識があるような人を育てるということと、もちろん置いてもらうというのが一番いいと思うんですけど、あとは、子供が先なのか、選手が先なのか、指導者が先なのかという議論はあるんですけど、待っていても、子供の数、運動する子供の数がふえないということであれば、やはりその指導者ですね、しっかりとした専門的な知識を持って、きちんと体系立った指導ができる指導者をやっぱり育成を四日市はしっかり取り組んで、それが後の時代、差になっていくような取り組みというのはあってもいいのかなというふうに感じています。研修制度、四日市独自の指導者ライセンス制度、どういったそのインセンティブを与えられるかどうかというのは検討する必要はあるかと思いますが、何かそういうものをこれを契機に考えられてもいいかなと、これは本当に私見ですけど、答えになっているかどうかわかりませんが。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

小林先生、お世話になりました、学生時代、非常にユニークな先生でした。

今の最後のお話ですね、やはり指導者が大事。

そこで、日本体育協会は、以前、小泉政権のときの改革で文部科学省がやっていた指導者養成システムを全部引き継いで、指導者育成部でやっていただいています。各種目全部、公認指導者制度ということで、これは各種目の試験、選抜を通った後、半年間、NHK学園の基礎の勉強をするということで、各スポーツ共通で指導者のレベルをそろえるということで、もとは国家資格だったわけなんですけど、あるにもかかわらず、なかなか中学校の

中学校体育連盟の先生の補佐に入ろうとしても認められていない。

学校側は、そういう人選を何をもって、何を基準に人を選んだらいいのかということで困っているんですが、せっかく日本体育協会がやっているこのシステムというのをもっと活用化させるのに、何か条例でもこうお手伝いできる場所があればいいかなと思って、実際その中学校体育連盟の先生方の生活は超ブラックでして、毎晩10時、11時までということになっていますので、それも何かご助言があればと思います。お願いします。

○ 杉田三重大学教育学部教授

私も日本体育協会の公認コーチの資格を持っているんですけど、現実的なライセンスと、資格ホルダーとしてのライセンスと住んでいる、勤めている現実的なところでの指導に生きるそういったプログラムや、よし、頑張ろうと思えるようなプログラムみたいなものというのはちょっと別だと思うんですね。

僕も日本体育協会で講師をもちろんやっているのわかるんですけど、あれは、今、国民体育大会で監督になるために必要だというふうに明記をして、なるべく取らせようという動きで今、来ていますので、比較的以前よりは取るようにはなりましたが、国としてのライセンスというよりも、むしろ、どう言ったらいいんでしょうね、国民体育大会に監督やコーチとして行くために必要なライセンスとしてみんな取りに行かせているというのが現実的で、それよりももっと、この四日市なり、三重県の中で指導者に、指導者の自分の生活に資するような研修や講習会、あるいは四日市独自のライセンスみたいなものをつくったほうが、より実態に応じていろんなことができるのかなというふうに思います。

例えば同じような悩みを抱えている四日市の指導者が集まって、いろんなものを共有したり、解決に向けてどうすればいいのかみたいなことを行う場所ですね、そういったものをうまく研修として入れていったほうが、よりこの四日市のためには僕はなるのかなと、個人的な見解ですけれども。

ただ、三重県の日本体育協会のスポーツ指導者の数は、それほど多くないというのも現実だと思います、全国の統計がずらっと出ていますけれども。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

確かに10万人ほどいた全種目の指導員のうち2万人ぐらいは水泳だったんですけど、水

泳も減りつつあって、10年間、指導者をふやすという試みをやってみたんですが、やはり減っていく。何でそんなにおるかということ、民間のお金をもらって教えるスイミングクラブでの職場が多いということで、特殊なスポーツにはなってしまうておるんですが、このライセンスが実際活用されていないので、4年に1回2万円かかるんですね。それでは、やはり収益が上がるような活動ができていないと、ライセンス保持が難しい。

けれども、私が最初お伺いしたのは、学校側に対して、このレベルの人でしたら、学校に入れてもいいですよというのに、国が最初認めていたというレベルであれば、唯一これしか、そういう基準になるスポーツライセンス制度というのはないものですから、先生がおっしゃられる各地区に即したというのは我々もやってみたことあるんです、四日市市内で。けど、やはり認められないです。認知度、それから、責任を持てるのかという場合にですね、そのライセンスの値打ちそのものでいくと、唯一日本体育協会が文部科学省のを引き継いだということが一番大事なところなんですけれども、国は最初意図しておったはずなんです、行く行くは学校へも送り込めれるなど。それがとまってしまっているというのを、何とか当市だけでも、中学校体育連盟の先生方のお手伝いをできるようにということで、何かと思って質問させていただいたということなんです。

○ 杉田三重大学教育学部教授

今、日本体育協会のほうの指導者養成資格も議論されていまして、今の内容ではちょっと専門的過ぎたりですね、やはり人間力を育成するための講座、プログラムとしては問題があるんじゃないかということで、恐らくこの数年のうちに、多分中身はがらっと変わると思います。

変わったとしても、それを持っているから、それを基準に採用の資格になったりというものはなかなか難しいでしょうね、多分。

ですから、それとこれとは切り離れた形で考えるしかないのかなというのは思います。済みません、以上です。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

もう残り7分を切ってまいりました。質問も、あと多くて二つというところでございますが、よろしいですか。

○ 荒木美幸副委員長

きょうは、先生、ありがとうございました。

先生のご講義の中で、生涯スポーツの推進というところで、体力、年齢、技術、目的に応じたというくだりにおいて、性別という視点が抜けているのではないかというふうにご指摘をいただきまして、確かにそうであるということを感じました。

この性別、先生からは託児所等の事例を今、お話をしていただいたんですが、今回のオリンピックでもありましたが、いわゆるLGBTというですね、こういった方々への配慮ももう包括して、含めてというマインドをやはり今後持っていくべきであるとお考えでしょうか。

○ 杉田三重大学教育学部教授

はい、そう思います。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

まことに恐れ入りますが、最後に、この条例についての総評をいただきまして、今回の専門的知見の活用については閉じさせていただきたいと存じます。

では、杉田先生、よろしく願いをいたします。

○ 杉田三重大学教育学部教授

失礼します。

上げられておりますこの条例案でございますが、第3条に基本政策は大きく三つありまして、この三つ、いずれも国や県の基本方針と何らずれることなく、しっかりと位置づけられているというところで、特に問題があるとかということではないと思いますし、むしろ四日市らしさをここに掲げた文言であらわしていくということにおいては、非常に特徴ある条例になるのではないかなというふうに感じております。

ただ、この第4条以降で、この第3条に掲げてありますこの三つの内容については、さらに、その次の要はアクションプランで、どのような形の取り組みを具体的に行うかということが最終的には大きな意味を持つものでございますので、この条例の文言としては私は全くすばらしい内容だと思います。むしろこの後のアクションプランに期待をしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

それでは、この時間をもちまして、杉田先生、そして、大隈先生におかれましては、後ほどのご予定もでございますので、ご退出をいただくという運びになります。

感謝の意味を込めまして、拍手でもって、ありがとうございます。

○ 杉田三重大学教育学部教授

ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

大変お世話になりました。

5分間の休憩といたします。

皆様、休憩の後、15分再開といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

15：12 休憩

15：22 再開

○ 樋口龍馬委員長

それでは、会議を再開いたします。

皆さん、長時間にわたる講義の受講、そしてまた、質疑応答とお疲れさまでございました。

それでは、2番の項目にまずは移ってまいりたいというふうに考えております。

皆様、お手元の資料の逐条解説の修正案について、ご確認をいただきたく存じます。

まず、第1条でございます。1枚はねていただきますと、左ページ、第1条でございます。

この中で、先般、「誰もが」という文言が抜けているのではないかというご指摘をいただいたところでございます。正副委員長のほうで確認をさせていただきました。

また、「市民等」という文言については、後ほど、どのような見解で統一に至ったかという点についてはご説明させていただきますので、こちらについては確認にとどめていただきたいというふうに考えておるところでございます。

市民が、いつでも、どこでも、いつまでもというふうに表現されておったんですが、市民等の「誰もが」というふうに修正をさせていただきたく存じます。

それに伴いまして、解説中も、その目的が以降の部分、網かけになっておりますが、市民等の「誰もが」というふうに修正をさせていただきたいというふうに考えておりますが、この修正でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ご意見なしと認めますので、第1条につきましては、このように修正をさせていただきたく存じます。

次のページ、第3条でございます。

第3条なんですが、こちらについても、解説文中、「市民等の」というふうに修正をさせていただきますいております。

また、(2)番、中ほど、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の場へというふうに修正をさせていただきます。

ここに、デフリンピック及びスペシャルオリンピックスについても記述をするというのはどうだろうかというようなご意見を頂戴しまして、専門的知見の活用の中で、杉田先生とも事前の打ち合わせ等を通しまして確認をさせていただいたんですけれども、この国際大会の中に内含していくほうがいいのではないかという結論に至りましたので、この表記とさせていただきますが、この表記につきまして、ご了解いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、進めてまいります。

第16条でございます。

こちらにつきましては注をつけさせていただき、先ほどございましたデフリンピックとスペシャルオリンピックスについても含まれているんだよということを注意書きとして、脚注部分を入れさせていただいております。

これ、なぜかと申しますと、先ほどは競技力の向上という視点での表現でしたので、国際大会等というふうにくくらせていただきました。スペシャルオリンピックスは、誰もにでも参加していただき、誰もを顕彰していくというような趣旨が強うございます。それらの観点から、顕彰の中には明文化したほうがより、早川委員が提案された内容なんです、早川委員の思いをしんしゃくできるのではないかという判断で、第16条中に注1をつけさせていただいたところでございます。この修正につきまして、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

よろしかったですか。

では、ご確認をいただきましたので、前回、皆様からいただいた部分につきましてはこの程度の修正とさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、条例本体中にごございます「市民」及び「市民等」の扱いについてでございます。

別紙で裏表のものを準備させていただいておりますので、ごらんください。

この条例中には、さまざま「市民」及び「市民等」という言葉が出てまいります、第1条中に、もって市民がという部分、第3条解説中(2)多くの市民、市民との間で、第5条解説、多くの市民が、第9条、市は、市民の、第10条、全ての市民が、解説中、全ての市民が、それから、第11条解説、市民が、第12条解説には、市民に夢、多くの市民を、

第15条、市民が身近に、第3項、市は、市民にとって、解説中、市民の「観る」、第16条、市民のスポーツに対する、解説中、市民に夢、広く市民に周知することで、市民のスポーツに対する、第17条解説、市民の皆さんの意識というふうに、多くの市民が出てまいっておるところでございます。この「市民」及び「市民等」の使い分けについて整理をとのご意見を頂戴しておるところでございます。

今回、そのぺら紙の後に、四日市ドーム及び中央緑地体育館のこれは事前申請と呼ばれるもの、11月までにこういう行事で利用したいよというものをまとめたものでございます。これが全ての事業ではないですし、押さえていただいたけれども開催されていないものももしかすると中にあるかもしれないということについてはご理解をいただきたいと思いますが、昨年11月に事前申請を締め切りまして、昨年の2月に集計をしていただいた開催の決定通知を出させていただいたもののみが載っておる状況でございます。これらの利用状況を見ていただきますとわかるように、県や東海地区規模の各種大会も多くございまして、企業様の運動会のイベントであったり、地区のイベントであったりというものが盛り込まれておるところでございます。

第2条で定義をしております市民等にあるように、本市に居住する方のほか、本市に所在する事業所や学校に通勤、通学されている方にも幅広く利用いただいている事実を勘案いたしますと、条文中の「市民」という文言については、全て「市民等」に修正をさせていただくほうが適当なのではないかというふうに正副委員長の案といたしましては、全て「市民」を「市民等」という文言に修正をするというふうに皆様にご提案させていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

大きな部分ですので、皆様のご確認をいただきたいと思います。

「市民」については、全て抽出をいたしまして、表裏の1枚ぺらにご用意させていただいております。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、異議なしと認めまして、条文中の「市民」につきましては、全て「市民等」へと置きかえをさせていただきたく存じます。よろしく願いをいたします。

次に、冒頭に申し上げましたように、今特別委員会をもって、この特別委員会に所属してみえる委員の皆様におかれましては、一定の意見の集約という位置づけにしたいというふうに考えております。

ただいま修正を申し出ました分以外につきまして、各委員の皆様よりご意見等を頂戴したいと思いますのですが、よろしゅうございましたでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

意見なしのご意見をいただいておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように諮らしていただきたいと思います。

続きまして、条例の名称案と前文案につきまして、皆様より意見を頂戴したいと思います。

条例の名称案と前文案につきましては事前にタブレットのほうに配信をさせていただいておりますのでございます。皆様、ご確認いただけますでしょうか。

まず、名称から参りたいと存じます。

条例の名称案なのですが、今のところ、三つの案が示されております。①四日市市スポーツ振興条例ないし四日市市スポーツ推進条例、②四日市市みんなのスポーツ振興条例、四日市市みんなのスポーツ推進条例、③四日市市みんなのスポーツ応援条例というふうになっております。

この振興と推進という考え方につきましては、皆様のお手元に資料を配付させていただいております。文部科学省のスポーツ振興に関する特別委員会（3回）の議事録でございます。

この議事録中の4ページ、網かけ部分をごらんください。

振興と推進の国の委員会における考え方の整理ですね。振興という言葉から、推進という、より進めていただくような方向に国のトレンドは移ってきているよというようなやり

とりが示されている部分でございます。

これらを参考にいたしまして、1番案、2番案、3番案、もしくは何らか今、初めてご披歴いただく案の中から一定の方向性を決めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

この点につきましてご意見のございます方、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 森川 慎委員

振興と推進のところなんですけれども、ここの議事録にあるように、振興より推進のほうが強いというのと、流れとして推進が今ふえてきているんだというところで、これに関して、私は推進でいいんじゃないかなと、長くつながっていくこういう条例ですので、推進でいいんじゃないかなと思いますので、意見を述べさせていただきます。

○ 樋口龍馬委員長

ただいま森川委員から、振興と推進という部分についての整理でいえば、四日市市は推進という方向でいいのではないかというご意見をいただきました。

この件につきまして、まず集中的に議論させていただきたいと思います。

今の森川委員の意見と違うよという方おみえになりましたら、挙手にてお願いをいたします。

中川委員、いかがですか。

○ 中川雅晶委員

僕は全然賛成で、やっぱり振興と推進であれば、やっぱりより能動的に、議会が議員立法でしようと思うのであれば、やっぱり当然、推進という文字を使ったほうがいいと、賛成です。

○ 樋口龍馬委員長

賛成の意見表明も、ではあわせて受け付けていきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○ 三木 隆委員

賛成で。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

僕は振興で。

○ 樋口龍馬委員長

森委員、振興でということですね。

森委員、どうぞ。

○ 森 康哲委員

これが、議員立法で初めて議会から意思表示する条例になるので、まずは振興という形
で出しておいて、それをさらに推進する肉づけをいろいろまた考えていけばいいのかなと。

これは、もうあくまで条例なので、ベースにさせていただくものであって、いろんな推進
計画というのはまた別につくっていくほうがいいのかなと思うので、振興という形で。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

ちょっと委員長に教えてほしいんだけど、この名称案で三つ列記してもらってあるんだ
けど、これ、何か理由があって、3番目のスポーツ応援条例というのも出てきておるんや
わな。

○ 樋口龍馬委員長

これは、議員政策研究会の時代に名称の案を募集しましたところ、その中で、四日市市
みんなのスポーツ応援条例という案をいただいたということで、それが骨子とともに受け

継いできた部分であり、この中から必ずしも選ばなければならないというものではないんですが、参考として、議員政策研究会時代のものを残させていただいているというところでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

私も、その振興か推進かというところ、文部科学省の云々のところの意図もよくわかるので、推進でいいとは思いますが。

皆さんに感覚だけ聞きたいんですけど、このままいくと、私も余り奇をてらうよりは、四日市市スポーツ推進条例で、ストレートのほうがいいような気はするんですけど、そうしちゃうと、スポーツ推進委員さんという存在と文言がかぶって、別に似たようなところはあるんだけど、スポーツ推進委員さん、スポーツ推進条例、その辺で、何か市民の方から見て勘違いを引き起こすようなことはないのかなとか、そんなところが、私らは全然区別できるんですけど、その辺はどんな感覚なのかな、皆さんはというところだけひっかかるだけです。

○ 樋口龍馬委員長

既存にスポーツ推進委員さんという方が各地区には数名ずつおみえになるところで、文言が、名称と一転まじってしまって、混乱を来すということはないだろうかというご懸念を表明していただいたところでございますが、この件についてもあわせてということで、あと、また、全国的に見た条例の振興と推進で割合がどうなっているかという点について、簡単に事務局のほうに調べていただいた部分がございます。

これについては、ばらばらとしていて、どちらか一方方向にまとまって今、進んでいっているという状況でないということだけは、これはもう予備知識として皆様にお伝えをしておきたいと存じます。

萩須委員、いかがですか。

○ 萩須智之委員

個人的には実践とかいう言葉が好きなんですけど、ちょっと条例に適さんなど、三木委員と2人でふたり言です。済みません。

○ 樋口龍馬委員長

実践の践は、ちなみにあしへんの実践ですね。

○ 荻須智之委員

そうです。

○ 樋口龍馬委員長

戦っちゃうほうじゃないですね。

○ 荻須智之委員

そうです。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

実践、スポーツ実践という考え方もあるのではないかというようなご意見もいただいたところです。

○ 森川 慎委員

今、早川委員から言われたスポーツ応援条例と言ったのは僕なんですけれども、条例にするんですけど、僕の思いとしては、四日市市民、市民等ということでもありましたけれども、何かなれ親しんでもらうような、そういうとっつきやすい名前にしたいなと思って、これは言ったんです。

振興、推進となってくると、今、いろいろご意見出ましたけれども、ちょっと何やろうなとこう身構えてしまうかなという思いで、この三つ目というのは私が提案させてもらったところで、議員政策研究会のときも、この名称自体も市民から公募したらどうかなというような意見も言わしていただいて、この辺はペンディングになっておって、このまま特別委員会まで引き継がれておるといふところでありまして、私の思いをちょっと言わして

いただきました。

○ 樋口龍馬委員長

四日市市みんなのスポーツ応援条例を提案した経緯についてご説明をいただきました。

また、確かに議員政策研究会の中では、公募をかけてはどうだと、パブリックコメントとともに公募していくことはできないのか等のご意見もあったということをあわせて報告をさせていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

今、森川委員に説明をしていただいて、僕、この三つの中では、個人的にはその応援は結構気に入っておるんだけど、先ほど市民に親しんでもらわないかんという観点からいくと、募集をしてもええんかなというのは、気持ちの中ではあるんです。

それが現実はこの条例に全部そぐうかというのと、またそれは別の問題なんだけれども、やっぱり市民のために制定するものだから、勝手に議員がつくったんやないかというよりは、公募してもという気持ちは一つあるんです。

この三つの中で選定するというのは、私は、応援条例というのが、親しみやすいのかなという気はするので、私個人は好きです。

だから、そういう意味でちょっとお伺いしたんです。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

事務局に確認です。

パブリックコメントとともに公募をするということは、タイミング的、テクニック的に可能でしょうか。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

事務局の渡部です。

四日市の条例、パブリックコメントする際に、そうした先例というのは私自身、記憶にはないです。事例としてはないと思います。

ただ、他市の場合にですね、一旦素案として条例の名称を掲げた上で、市民の方から別の提案を受け付けしておる事例は幾つか見たことがありますので、技術的には、皆さんのご同意の上でということであれば、可能かと思われます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ここで言うところの皆さんのご同意というのは、この特別委員会を指すのか、議会全体を指すのかというところについて明言をお願いします。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

特別委員会でのおまとめでございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

との答申をいただいたところでございます。

今、にわかに募集をしてもいいのではないかと機運も出てきておりますが、皆様のご意見を、その点も踏まえていただければというふうに思いますが、いかがですか。

○ 早川新平委員

よそがやっているからとかやっていないからというんやなしに、僕は四日市独自のカラーを出していけば、何事においてもええと思っておるんです。

やっぱりこれは市民のための条例なんで、よりわかっただけとか、親しみを持っていただけるという意味でも、広く公開したほうがいいんじゃないかなというふうには私は思っています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

意見の表明をいただきました。

○ 早川新平委員

こだわるわけではないよ。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 日置記平委員

こだわらんのやったら、僕もこだわらないけどね、三つのうちどれかでええんじゃないの。

この名称について市民に聞くべきなら、初めから、もうそういう問いは何もないんだし、1から2から3、どれをとっても、みんな、僕はええと思います。

だから、この場の委員の皆の総意で決めたらどうですか。時間的な問題はあるとか、ないとかじゃなしにね。ここのタイトルの名前で、市民に最も浸透しやすいとか、理解しやすいとかじゃなくて、要は条例の中身なので、この名称のタイトルについては、できるだけ短い言葉で、シンプルにいくというのがベストだと思うけどね。

だから、僕は、1、2、3、どれでもいいと思いますよ。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見をいただきました。

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

私は、もうシンプルに3番が一番いいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

3番について、賛成のというか、表明をいただきました。

○ 太田紀子委員

私も、初めから見ていて、条例や、振興とかそういう難しい、これも調べていたんですけど、3番の応援条例というのが、内容がわかりやすい、難しい名前をつけちゃうと、なかなか内容を見てももらえないから、わかりやすくしていいんじゃないかと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

ちょっと3番に大分……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

意向を確認しますか。

なかなか今まで、常に私は合議、合意というもので委員会の運営をしてきた経緯がありますもので、なるべく多数決とかという格好は避けたいなと思っておったんですが、皆様の意見の中で、もちろんそういうことであれば、それも辞さないというか、結構かなというふうに思っているところでございます。

ちょっと森川委員に確認なんですけれども、もう決まってしまうような流れになっているので、私、ずっとこの条例、名称案も長いこと見させていただいて、ほとんど毎日のように見させてもらっているんですけど、接続詞ですね、みんなのスポーツ応援条例がいいのか、みんなでスポーツ応援条例がいいのか、どっちがいいのかなと僕は考えていたんです、自分自身が見ているときに。

これは、みんな「の」なのかな。

○ 森川 慎委員

「の」です。

○ 樋口龍馬委員長

みんなのですね。

みんなのこととさせていただきます。

では、まず、振興と推進についても実は分かれているところとございまして。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

ややイレギュラーなんですけど、紙を回してということでもないと思いますので、挙手にてお願いをいたしたいと思います。

やや異例なんでございますけれども、3番から諮りたいと思います。

3番の四日市市みんなのスポーツ応援条例がよいという方、挙手にてお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○ 樋口龍馬委員長

賛成多数でございます。よって、名称については、3番、四日市市みんなのスポーツ応援条例としたいと思いますが、笹岡委員。

○ 笹岡秀太郎委員

一応皆さん、どれがええか、確認してください。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

そのように諮らせていただきたいと思います。

では、1番。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

失礼いたしました。

1番、四日市市スポーツ振興ないしは推進条例がよいという方。

(賛成者挙手)

○ 樋口龍馬委員長

4名おみえになります。

2番、四日市市みんなのスポーツ振興ないし推進条例がいいという方。

(賛成者挙手)

○ 樋口龍馬委員長

ということで、もう一回決選します。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

済みません、60%が占めてしまったということで、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと諮っていく経緯の中では、私の進行に不手際があり、ご迷惑をおかけいたしました。

恐れ入ります、改めてご報告を申し上げます。

3番目の四日市市みんなのスポーツ応援条例に7名の方がご賛同をいただきました。第2位といたしましては、1番の四日市市スポーツ振興ないしは推進条例に4名の方が挙手をいただいたところでございます。

以上の結果をもちまして、当委員会といたしましては、条例の名称といたしまして、四日市市みんなのスポーツ応援条例というふうに定めたいと思います。

では、続けてまいります。

ここで、先ほど専門的知見、先生の講義を受けまして、委員長として取り仕切りをさせていただき中で、一点、修正をしたほうがよいかと感じたところがございますので、その点について、皆様にご確認をいただき、確認がとれましたら、事務局のほうで確認した部分について修正をつくらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

まず、申し上げます。前文案の中でございますが、済みません、事前に配信をした中でご意見をいただかなかったので、このまま進めてまいりましたが、この修正も含めまして、ただいまより私のほうで一読させていただきますので、改めてのご確認をいただきたいと思います存じます。

皆様、前文案をごらんください。

前文、みんながスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進し、スポーツをする、観る、支えることにより、いつまでも健康であることの喜びを感じられることは、市民一人ひとりの生活の質や幸福度が高まるとともに、活力あるまちづくりの創生に大きくつながります。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の活力向上に寄与する力を持っています。また、地元で育ったスポーツ選手の活躍は、みんなに夢、感動を届けるとともに、郷土への愛着を深め、一体感の醸成につながります。

さらに、スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上はもとより、次代を担う子供たちに体を動かす楽しさや喜び、爽快感や達成感をもたらすだけでなく、何事にもくじけない心や公平さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝の心を育むなど、心、技、体が備わった人格の形成に大きく寄与します。

これらスポーツが持つ力や可能性を理解し、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じた活力のある四日市を築くため、ここに四日市市みんなのスポーツ応援条例を制定しますというふうにさせていただいておるところでございますが、先ほどの競うという部分について、三木委員と杉田教授の議論を確認させていただいております。

その中で、競うという言葉を入れ込むことが適当であるかといいますと、なかなか難しいのかなというふうに考えました。ただ、競うとはどういうことかなと掘り下げていきますと、切磋琢磨という言葉が出てこようかと思えます。私は、切磋琢磨という言葉自身は悪いものではないのではないかというふうに考えておるところでございます。

そこで、下から5行目、案を申し上げます、修正案です。

何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、切磋琢磨する中でと入れさせていただき、他人に対する思いやりや感謝の心を育むなどとさせていただいてはどうかというふうに今考えておるところでございますが、いかがでしょうか。

三木委員、いかがでしょうか。

○ 三木 隆委員

はい、結構です。

○ 樋口龍馬委員長

競うであるとか、切磋琢磨等につきましては、今までの委員会の議論の中で数名の委員の方からもご意見をいただいております。

名指しで申しわけないんですが、早川委員、いかがでしょうか。

あと、森委員にも後ほど確認をさせていただきたいというふうに考えておるところですが、条例のニュアンスが変わってしまうということであれば、最大限の配慮をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 早川新平委員

委員長のお心遣い、本当にありがたくて、先ほどもちょっと議論に上っていましたように、切磋琢磨とそれから、競い合うというのはある意味では同義語かなというところもあるんですね。

この条例自体がトップアスリートを養成するということではなしに、広く四日市市民がスポーツを楽しむ、一番最初に出ているように、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもというところになると、強い反対ではないんですが、それはそぐうのかなというのはちょっと今、これは皆さんの判断に、私一人ではよう決断できないので、反対もしませんけれども、この条例案全体から見ると、果たしてそれがどうなのかなと、ちょっと思うのでね。でも、強い反対でも何でもないので、読まれた方がどういうふうを感じるかというだけでね。

○ 樋口龍馬委員長

これら、育成に傾いてしまうのではないかというご懸念の意見の中では、森委員からも幾つかご指摘をいただいているところでございますが、先ほど私が示させていただいた修正案といったところで、どのようなイメージを持たれるのかというところでご所見をいただければと思います。

森委員、いかがですか。

○ 森 康哲委員

確かにいい響きだと思いますけれども、私も、早川委員と一緒に、やはりこの条例の一番の趣旨とするところは、全ての市民に対して、スポーツに親しんでもらうことが一番の目的であると思うので、確かにいろんなスポーツに対して切磋琢磨することも当然必要なことだと思います。

思いますけれども、この条例の中の前文に入れるかどうかというと、私も明確に反対はできないんですけれども、思いとしては、入れないほうが、入れなくても通じるんじゃないかなと思うんですけど。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

確かに他人に対する思いやりや感謝の心を育むステージがどこにあるんだと、多分その中には競い合いがあるんだというのは、書かなくとも読めるのではないかという意見もあるのかなというところでございますが、これらの議論の中で、先生に質問をいただいた三木委員からも一端のご所見をいただきたいと思います。

三木委員、お願いします。

○ 三木 隆委員

特にこだわるものでもないんですが、一生懸命委員長が表現を考えてくれていただいたところでもありますし、僕としては、入れても何ら問題ないかなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員長

私もこだわるものではないんですが、全ての市民に伝わっていくことのほうが重要でございますし、読み方一つで十分読み取れる文脈かなど。むしろ隠喩的に中にしまい込んでいたものを表に出した、出すとこのような形になるのかという思いで修正を提案させていただきましたが、さあ、どう集約しましょう。

修正なしでいきますか、修正をかけていきますか。

○ 加納康樹委員

今話題になっているところの思いがあった委員の方のそれぞれのご発言からいくと、お二人、お一人というところであれば、現状のままで、無理に切磋琢磨という4文字熟語を放り込む必要はないのかな。それで皆さん共通認識ができていますので、現状のままで共通認識はとれるんじゃないのかなど、今の話を聞いていて思いました。

○ 樋口龍馬委員長

そのような意見の表明もいただいたところでございます。

十分に読めるという判断のもと、修正なしで、前文はこのままいかせていただければというふうに考えますが、三木委員、よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員

はい、結構です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、続きまして、解説のほうを読み上げをさせていただきます。

○ 加納康樹委員

解説に行く前に、前文案の本体で、しゃべっていい。

○ 樋口龍馬委員長

よろしいですよ、お願いします。

では、前文の本体について、意見ないしご質問を受けたいというふうに思いますので、

加納委員、どうぞ。

○ 加納康樹委員

いや、もう全然関係ないというのか、細かい話なんですけど、下から2行目のところ、この前文のところ、スポーツを通した活力のある云々というところですけど、本文の第5条、第17条等々では、スポーツを「通じて」という、そういう読み方でいっているんですけど、この前文だけ「通した」ときたのは特段の意味はあるんでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

特段の意味はございませんので、「通じた」に直させていただきたく思います。スポーツを「通じて」ですね。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

「通じて」ですね。スポーツを通じて活力があると修正をさせていただきたいと思います。もう一回、2行目のところ、前後を含めて読み上げさせていただきます。スポーツを通じて活力のある四日市を築くため、「通した」を「通じて」に修正をさせていただきます。

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、前文本体については、この形でパブリックコメントに上げていきたいというふうに思います。

続きまして、解説です。

前文では、スポーツの果たす役割や重要性和本市がスポーツを通じて目指す将来像について明記しています。

誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツをする喜びを感じられること、スポーツを見て感動すること、また、それらを支えることのできる環境を実現し、生涯スポーツの推進を通じた健康長寿社会を創生するため、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じた、これも失礼いたしました、「通じて」に修正させていただきます。スポーツを通じて活力のある四日市を築いていこうとする姿勢を示しています。

スポーツ、小さなころから継続すれば、心身の健康だけでなく、全ての育ちの助けとなります。また、よい指導者や仲間との出会いときずなはすばらしい人生の糧となるでしょう。そして、ひとたび身を投じれば、底知れぬ楽しみの中で、汗を流す爽快感に満たされる。さらに、挑戦する勇気と不断の努力を持って臨めば、競技者はすばらしい達成感を得て、その白熱する試合、すばらしい競技は一瞬で観衆を興奮と感動の渦に巻き込みます。何よりスポーツを末永く続けることができたなら、いつまでも元気でいられます。こんなにたくさんの力を持ったスポーツをもっともっと市民の近くに届けたい。

この条例は、そんなスポーツが身近にあって、子どもたちが元気にすくすくと成長し、みんながいつまでも健康で活気あふれる四日市をみんなで作っていかうという思いを込めて策定しましたというふうに解説をつけさせていただいたところがございます。

では、続きまして、解説につきましてご質問、ご意見等ございます方は、挙手にてお願いいたします。

○ 森川 慎委員

解説の下から3行目の最後からなんですけど、みんながいつまでも健康でというのは、「誰もが」のほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○ 樋口龍馬委員長

みんなのスポーツ応援条例ですけど、「誰もが」でいきますか。

○ 森川 慎委員

その後にもまた、みんなで作っていかうというようなところが出てくるので、「誰もが」というのは、どこかに出てきていましたよね、誰もが。

○ 樋口龍馬委員長

はい、出てきています。

○ 森川 慎委員

はい、それに沿ったほうが美しいのかなという気がします。

○ 樋口龍馬委員長

「みんなが」という下から3行目の部分ですね、こちらについて、「誰もが」としたほうが条文全体と整合性が図れるのではないかというご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

何かすくすくと成長したりしているので、「みんなが」ぐらいのほうが柔らかくていいのかなという気はするんですけども、「誰もが」のほうがいいかな。

ちょっと私は判断が付きません。

「誰もが」のほうがいいのではないかという応援の意見があれば、「誰もが」に修正していきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○ 三木 隆委員

確かにみんなが続くというところはちょっとひっかかるかなということで森川委員案に賛成です。

○ 樋口龍馬委員長

応援の意見がきましたので、では、「みんなが」を「誰もが」に修正したいと存じます。それから、この件につきまして、他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

この件とは、この解説全般ですね。

○ 樋口龍馬委員長

解説の。

○ 加納康樹委員

委員長の思いもあるんでしょうけれども、両括弧とじ「スポーツ」からのところで、1文ずつ、センテンスずつ、びしっと字数をそろえてというのはなかなかおもしろくていいと思うものの、この「です、ます」との混在というのはどんなものなのかなというところが一抹の不安というのか、こだわり過ぎかもしれませんが。

○ 樋口龍馬委員長

「です、ます」との混在について。

○ 加納康樹委員

満たされるだけ、すばっと切れちゃいますよね。

条文、解説だからいいのかな、どんなもんなんだろう。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

ちょっと待ってくださいね。

枠をそろえたのは確かに私がそろえましたので、「です、ます」でそろえると、結構ばらばらで、全然格好がよくなかったというのがあって、このようにさせていただいたんですけど、一度、その「です、ます」にそろえたものを後ほど示させていただいて、皆さんの視覚的な部分であったり、その効果の部分については確認をとらせていただいて、どちらかというと話ではないですけども、一旦その「です、ます」でつくらせていただきたいというふうに思いますので、後ほど比較をいただきたいと思います。

笹岡委員、お願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

ここのところじゃないんですけど、もう一度、ちょっと後ほどで結構ですが、少し時間いただいて、名称のところちょっと理事者に確認したいところがあるので、少しまた後ほどで結構です、この部分が終わってからで、時間をくださるようお願いでございます。

○ 樋口龍馬委員長

わかりました。

では、そのようにさせていただきます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ないようでしたら、前文につきましては、ここで一旦閉じさせていただきます、先ほど申し述べましたところを幾つかの修正を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、今までの宿題をいただいていた部分等を受けてですね、幾つか確認をしながら、本日の専門的知見を受けてというところで、メモをさせていただいておりますので、まず、条文、第10条中です。

第10条なんですけど、きょうの杉田先生の講義の中で、体力、年齢、性別という文言を入れてはどうだと、入れたほうが、より開かれた機会の提供になるのではないかとということがございました。この中に性別を入れさせていただきたいと委員長としては感じたところでございますが、皆様、いかがでしょうか。

性別を入れるということについてご意見等ございます方は挙手にてお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

先生の言葉の中には、我々つくる側が認識を一つにして、それが包含されておればいいのではないかという表現だったと思うんですよね。そういう意味で言うと、全ての市民がという部分に全て包含されているかなと。

そこで、解説の中で、その視点を盛り込むという手法もあるのではないかなという気がするんです。感想ですけど。

○ 樋口龍馬委員長

今の笹岡委員の意見といたしましては、解説中2行目の体力、年齢の後に性別を入れてはどうかといったご趣旨でよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

一つの方法としてどうですかということですね、解説で入れるというのは。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

否定するものではないんだけど、全ての市民で、全部包含しておると私は思うんだけどな。あえて特出しすると、何か性差を逆に意識しておるとちやうかなという気はするんですよ。

だから、今笹岡委員が発言されたように、教授のほうもそういう意味でおっしゃっただけで、我々、今策定している人間の中では、男女の差別なんていうのは全く考えていなくて、それが、全ての市民の一言でもう集約されておると私は思っています。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

では、解説中に子供から大人、高齢者や障害のある人などというくだりがありますので、この中に、性別の有無にこだわらずというようなことを一文入れさせていただくという整理をかけさせていただきたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように文章を後ほどつくらせていただきたいと思います。

続きまして、恐れ入ります、第12条の中で積み残しがございました。

解説中、2段落目の3行目、費用面で苦慮しているスポーツ関連団体もある中と、ここが一定議論に及んだ部分でございまして、今回の専門的知見を受けながらというところでございました。

専門的知見の中でというところもあるんですが、それ以前の教授と我々正副委員長との打ち合わせの中で話をさせていただくうち、この費用面で苦慮しているスポーツ関連団体もある中というこの一文のくくりを削除させていただくという格好にすると、より皆さんの思いが伝わりやすい解説になるのではないかとということで、整理をさせていただきたいというふうに考えております。

正副委員長案を読み上げます。

各種大会への参加に際し、市のスポーツ選手やスポーツチームがより一層競技力を発揮できるよう、国、県の役割や実施事業を踏まえた上で、市として必要な支援を堅実に行っていくことが重要ですよというふうにさせていただきたいというふうに存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように削除をさせていただく案を後ほど示させていただきます。確認をさせていただきました。

続きまして、第13条、これは三木委員だったと思うんですが、スポーツ少年団の文言を入れていってはどうかという話がありました。本日の講義の中でも、国の計画の中にも明確にスポーツ少年団という文言がある等のお話も受けました。

そこで、第13条の解説中、下から5行目、能力をとから始まる場所ですね、この中にスポーツ少年団の文言を放り込んでいきたいというふうに考えておるところでございますが、三木委員、その整理でいかがでしょうか。

○ 三木 隆委員

はい、結構です。

○ 樋口龍馬委員長

このスポーツ少年団という文言を入れていくということについて、特段問題がなければ、案をつくらせていただいて、お示しをさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ご異議なしということで、そのような整理をかけさせていただき、後ほど提案をさせていただきます。

では、こちらで、恐れ入ります、15分の休憩をとらせていただきたいと思います。再開は4時30分といたします。

今、文言については確認がとれたので、その案について特段確認をし直さなくてもいいのではないかという日置委員からのお言葉があったんですが、皆さん、このまま続行してもよろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのようにさせていただきます。

休憩は、恐れ入ります、取り消しをさせていただき、続行いたします。

では、笹岡委員、先ほど言われた名称の整理について、お願いをいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

済みません、時間いただきまして、ありがとうございます。

後になってちょっと気がついたんですけど、国のスポーツ振興に対する考え方と、それを受けて、三重県のほうではスポーツ推進条例というのが定められて、平成27年に推進計画というのがスタートされて、市町はそれに準じて、それぞれ施策展開をしていきなさいと。こういうことになっていくんですけど、上位条例が県の条例とすると、県が推進条例とうたって、推進計画と来て、四日市が応援条例とした場合、これ、名前は市町が自由につけてもいいんだろうけれども、その辺のバランスというのは、理事者から見て、何がそこは生じないかどうか、その確認だけなんだけど。

○ 樋口龍馬委員長

上位法における名称と四日市の条例における名称の整合性をどの程度図らなければならないかという点について、川森課長、お願いします。

○ 川森スポーツ課長

法的に確認したことはございませんが、私見になります。特段にそれぞれの自治体で、こういうふうな名称で定めるということであれば、それで構わないのではないのかというふうに思っております。

ただし、参考までに申し上げますと、この条例ができる以前、平成18年の折に、私どものほうで一つの計画をつくっております。それは、スポーツ振興基本計画というのを平成18年に定めさせていただきました。それが第1次です。第2次のときに、国の法律が変わったというのに合わせて、スポーツ推進基本計画に第2次の計画を変えさせていただきます。

したがって、現在、今、第3次の作業中でございますけれども、こちらのほうについても第2次を踏襲したような形で、スポーツ推進基本計画という形で今現在、第3次を進めているところでございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

原課のほうからの確認はとれました。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。それで充分です。

○ 樋口龍馬委員長

ということでございます。

では、ただいま確認をさせていただいた修正箇所も含めまして、私どもといたしましては、この特別委員会においては一定意見の集約が図れたというふうに判断をしたいと存じます。

もちろん、冒頭に申し上げましたように、何らか修正を必要とする、ないしは委員の求めに応じてこの特別委員会を招集し、もしくは参考人招致の折等に時間を設定し、条文に

についても修正する余地があることは申し添えさせていただきますが、その前提の上で、パブリックコメントにかけていくことについて、ご同意いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

同意いただけましたので、パブリックコメントの実施に向かっていきたいというふうに考えております。

では、皆様、まずは、参考人招致についてという次の項に……。

○ 荻須智之委員

済みません、ひょっとして順番が前後してしまうのかもわかりませんが、条文の文言としてはいいんですが、以前も私が委員長にお伺いさせていただいて、余り施策に入り込んだ表現はということを伺っております。

その中で、ところどころに必要な施策を講ずるよう努めるものとするという文言がよく出てくるんですが、今、笹岡委員が言われました三重県のスポーツ振興条例の中に、第20条に、財政上の措置として、県はスポーツの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするという条文があるんです。市としては、その財政上のということ云々を前、申し上げたところ、そこまではということだったんですが、これは解釈として、必要な施策を講ずるよう努めるという中に入っているというふうに解釈しておいてよろしいんでしょうか、それだけちょっと確認させていただこうと思います。

○ 樋口龍馬委員長

何度も申し上げます。

申しわけないんですが、これにつきましては、予算を伴う施策を講ずる場合は財政の措置は必要になりますし、そうでない施策については財政の措置というのは必要ないものというふうに考えております。予算を担保することを目的とした条例ではございません。

ただ、スポーツを振興していく上で、必要な施策を講ずるに当たって財政措置が必要になれば、当然それは行政の責任として財政の措置をしていただけるものだという理解をし

ております。

このような形で答えになりましたでしょうか。

○ 荻須智之委員

十分です、ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

ただ、これは私の見解でございます。

そこについては、これらの条例をもとに、皆様がさまざまな政策が検討できるのではないか等のそれぞれの提案、提言を行っていただくことは今後の自由であるというふうに考えますし、この条例が、スポーツ課に限られた予算の中で自分たちの施策を講じていく上で助けとなることを委員長としては願っておるところであるということを申し添えさせていただきます。

よろしいでしょうか。

○ 荻須智之委員

お時間をとりました、ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

では、続けてまいります。

参考人招致リストをご確認ください。

現在まで、私のほうで確認がとれる部分につきましては確認をさせていただいたり、この方がお出ましいただけるのではないか等のお名前をいただいた部分について空白を埋めさせていただきました。

四日市テニス協会につきましては、笹岡委員のほうにご協力をいただきまして、馬瀬氏の参加可能日が18日と本日ご報告をいただきましたので、18日と入れていただければというふうに考えております。

三四体操協会の山本氏は7日というふうになっております。

四日市サッカー協会につきましては、三木委員、ご報告があればと思うんですが。

○ 三木 隆委員

ちょっと誤解があるとまずいもので、この九鬼氏は県のサッカー協会のほうの、四日市の出身ですけど、当然四日市サッカー協会に絡んでいます、肩書というんですか、それは県のサッカー協会の理事をやっておられます。

ちょっとこの参加可能日の確認はまだやっておりません。

○ 樋口龍馬委員長

その点について、ぜひお願いをしたいのと、前日も申し上げました。各協会につきお二人程度は認めていきたいなというふうに思っているところです。四日市サッカー協会の中で整理をしていただくというのが前提になってきますので、三重県サッカー協会さんをお招きして、四日市サッカー協会さんをお招きしないというわけにはまいりませんので、そのあたりの調整まで含めて、三木委員に恐れ入りますがお願いをしたいと思います。

軟式野球連盟につきましては、ちょっと筋がなかったもので、今のところあいておりますが、これ、体育協会を通じまして、連絡先等を確認した後に、事務局のほうから申し出をしていきたいというふうに考えております。

四日市市レスリング協会につきましては、早川委員のほうにご協力をいただきまして、宇野勝彦氏が7日にお出ましいただけるということで確認がとれております。

四日市市フェンシング協会につきましては、軟式野球連盟と同じ状況です。

NPO法人体育協会につきましては、山田理事長のほうに確認をとらせていただき、18日という旨のお話をいただいております。

四日市市スポーツ少年団は田中本部長のほうに確認をとりまして、18日です。

四日市市総合型地域スポーツクラブ代表といたしましては、協議会がございます。その協議会の会長を現在、楠スポーツクラブの福田氏が行っているということで、福田氏に確認をいたしましたところ、両日とも可能であるということで、後ほど、全体が出ましたら振り分けをさせていただきたいというふうに考えております。

中学校体育連盟のほうなんですけれども、伊藤校長が7日、18日、両日ともに対応可能ということで、スポーツ課さんにお骨折りをいただいたところです。

四日市市スポーツ指導者連絡協議会の山本氏に関しましては、7日ということで聞いております。

スポーツ推進委員協議会のほうは、馬場氏ですね、両日ともに対応可能だというお答え

をいただいております。

レクリエーション協会につきましては、現在、まだ事務局がスポーツ課の中にある状況でございますので、スポーツ課さんに調整をお願いしたいというふうに考えております。

三陸陸上競技会会長は赤塚氏となっておりますが、赤塚氏にまた改めて確認をしたいというふうに考えております。

スペシャルオリンピックス日本・三重の田中氏におきましては、15日に会議があるので、その中で検討を決定していくということでしたので、近日中にお答えをいただけるものというふうに考えております。

三重県スポーツ推進局長の村木氏なのですが、なかなか行政の枠組みを越えてお願いしていくということが行政畑からは難しいところがございます。ご提案をいただきました日置委員のほうにも筋があるのであればですね、ご協力をいただいて、お出ましを願うような流れをつくっていきたいというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○ 日置記平委員

はい、了解。

○ 樋口龍馬委員長

恐れ入ります、ありがとうございます。

日程については、いずれの日程でも結構でございます。7日及び18日の10時からということでご案内をいただければというふうに……。

○ 日置記平委員

7日と何って。

○ 樋口龍馬委員長

10月7日及び18日。

○ 日置記平委員

10月7日、ここに原稿あったね。

○ 樋口龍馬委員長

はい、ございます。

○ 日置記平委員

それ、書いてくださるんやね。

○ 樋口龍馬委員長

もちろん後ほど送らせていただきます。

○ 日置記平委員

それを持って行ってくるわ。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、村木氏については、そのような配慮をさせていただきたいというふうに存じます。

T S Vの渡邊氏につきましては、18日にお越しいただけるということでございまして、確認をとれております。

3番、Jリーグマッチコミッショナーの山本氏なのですが、荻須委員がご提案いただいていると思うんですが、荻須委員、いかがでしょうか。

○ 荻須智之委員

連絡させていただきます、7日、18日。

○ 樋口龍馬委員長

はい。

あと、その下4番の四日市中央工業高校水球部の川口監督につきましても、あわせてお願いをいたします。

○ 荻須智之委員

確認させていただきます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

いなべ総合学園高校及び山崎氏に関しましては、森委員が、ちょっときょうは所用で先に帰られましたけど、森委員のほうに本日もお願いに上がってございますので、ご確認をいただけるものというふうに思っております。

笹岡委員、どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

森委員が伝言で、山崎さんは18日で了解はとれましたと。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

山崎氏は18日にお越しいただけるということです。

参考人については以上でございますが、この点につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

尾崎監督についても、森委員のほうからご提案があったので……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

日置委員がしていただけますか。

○ 日置記平委員

僕がするのね。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます、済みません。

○ 日置記平委員

この人たちは県の職員やな、この近くの人だけ。例えばこの四日市工業高校もそうだし、県の職員だね。県の職員に、市議会議員の私が頼むわという、これは正しいルールと違うと思うね。県の教育長に言って、それがわかったら、四日市市議会のくだりがあったから、それは許可するとか、しないとか、それから、いなべ総合学園高校の今、先生なので、校長さんに県の教育長が頼んでという、僕が行って、監督に頼むよと、俺はいいけどさ。

○ 荻須智之委員

私も、これ、いずれ派遣依頼は出していただけるわけですよ。

○ 樋口龍馬委員長

もちろんです。

○ 荻須智之委員

そのアポをとれということですね。

○ 樋口龍馬委員長

そういうことです。

○ 荻須智之委員

今、いかどうかと、その日がということですね。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員

本人はよくても、許可権限は教育長や。

○ 荻須智之委員

ですので、派遣依頼を出して、オーケーを文書でということになります。

○ 日置記平委員

本人に出すだけではないやろう。教育長や、例えば四日市の小学校の先生の派遣依頼というときに、内部東小学校やで、わしやで、行ってくるわではあかんよね。教育長に派遣依頼を出して、教育長から一筆もらって、それがルールとちゃうかという。

先生が困るよ。

○ 川森スポーツ課長

基本的には県の教育委員会の職員ですので、その教育委員会事務局のトップである教育長に対して、四日市市議会のほうから、特別委員会の委員長名で派遣要請をかけていただくという形がルール上一番いいのではないかなと。

そのために事務局のほうで、その手続をしていただければありがたいなというふうに思っております。

○ 日置記平委員

一番いいかと言ったって、そうでなければいかんというのと一番いいかもわからないというのは、それはちょっとあやふややで、ちゃんとしておかなあかん、表現は。

○ 川森スポーツ課長

それがいいかどうかというところなんです。

○ 日置記平委員

あんたの判断にそうやと言いきれないけど、でも、四日市だったら、そうと違うの。

○ 川森スポーツ課長

申しわけございませんでした。私が申し上げたのは、四日市市としては、今私が申し上げた方法でしていただくのが、そうあるべきだというふうに思っております。

○ 日置記平委員

わかりました。

委員長、そういうことですね。

○ 樋口龍馬委員長

1枚、その参考人の予定をはねていただきますと、招致を依頼する依頼文の案となっており、この中では、川村議長のお名前を使わせていただきまして、議会として要請を付けていくという格好で考えておるところでございますので、その点は、ご心配のところは拭えるようにしっかりと筋道を立てていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご了承をお願いいたします。

○ 日置記平委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

この依頼文については、皆様ご確認いただきましてと思いますが、よろしかったでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

その他、今のところ埋まっていない方については、皆様と確認をさせていただく時間がないかと思えます。

ですので、正副委員長のほうにこの日程の調整については一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ご一任いただきたいと思います。

続きまして、もう一枚はねていただきますと、当日お越しいただいた際に、皆様にいただくご意見を、このようにしたらどうだということで正副委員長の案を準備させていただきました。これは別紙として添付をさせていただく予定でございます。先ほどの依頼文と同時に送らせていただくという格好になります。

会議の中におきましては、条例のその策定の理由等について説明をさせていただいた後に、一つ目、これからの四日市のスポーツ行政に、具体的にどのような政策が必要だと考えられるかという問い、そして、この条例の制定により、どんなことが期待されるのかという問い、3点目といたしまして、この条例の制定により、これからのスポーツにかかわっている皆さんの活動にどのような影響があると考えられるのかという点について、意見の交換をしたいというふう考えております。

ですので、これは、各委員の皆様からいつもご心配いただく、要望会にならないようにというところを踏まえて、内容について整理をさせていただき、集中的に意見の交換をしたいという思いから、このようにさせていただいているというところをご理解いただければというふうに存じます。

また、冒頭でも申し上げました、特別委員会もインターネット中継の対象となっております。しかしながら、参考人の招致ということで、一市民の方をたくさん巻き込んでいく委員会が2回開催されるということで、参考人の皆様にご了承がいただけた部分についてはインターネットの中継をさせていただきたいということで、一番最後の部分にインターネット中継についてという条項も設けさせていただいておりますことをあわせてご確認をください。

この別紙において意見交換の内容等につきましてご質問、ご意見等ございます方は、挙手にてお願いをいたします。

○ 萩須智之委員

専門的知見ということで、例えばJリーグについてとかということにある程度特化してお話をいただくのかとちょっと誤解をしていたところがあるんですが、この三つの設問は、皆さんに同じように答えていただくという前提でよろしいわけですね。

○ 樋口龍馬委員長

今回は、専門的知見の活用ではなくて、参考人の招致という扱いになりますので、恐れ入りますが、その質疑応答の中で若干の広がりが出てこようかと思えますけれども、統一フォーマットとしては、この3点についてご意見の交換をさせていただくというところでございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、参考人についての項は、一旦これで閉めさせていただきたいと存じます。

続きまして、パブリックコメントの部分になってまいります。

意見募集の実施についてというペーパーです。

条例名称については、先ほど皆様で決定した名称に修正をさせていただきます。

四日市市議会では、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる活力あるまちづくりの創生を目的として云々とありまして、議員提案で条例を策定しました。この条例（案）につきまして、皆様のご意見を募集しますので、以下の要領でご意見をお寄せくださいとさせていただき、以下、要綱でもって意見の募集を実施するものがあります。

この意見実施に関しましてご意見、ご質問等ございます方おみえになりましたら、挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

募集期間に関しましては、10月6日というのをスタートにさせていただいておりますが、このパブリックコメントを実施するに当たっては、各派代表者会議に確認をしていく必要がございますので、それらの日程を踏まえまして、10月6日からというふうにさせていただいております。11月4日に閉めさせていただいた後、市民意見に対するお返事を書かなければなりませんので、それらをまとめさせていただき、11月定例会議会中に上程ができるようなスケジュール感で臨んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

この点につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

なしと認めます。

はねていただきまして、次のページは意見提出の用紙でございますので、ご確認ください。

5番項、行政視察報告書についてですが、お手元に配付をさせていただいておりますので、ご確認をいただき、冒頭部分で、雑談の中でたくさんボリュームのある報告書を書いたねというようなお声もいただいているところでございます。ぜひご確認をいただきまして、気づいた点等ございましたら、事務局ないし正副委員長のほうまでご連絡をいただければというふうに考えておるところですので、ご確認をください。

最後になります。日程の確認です。

参考人招致の2回の日程について、前回確認をさせていただいておりますので、最終確認でございます。

10月7日、午前10時より、たくさんの参考人の方をこの場にお招きをして、参考人招致、意見交換の機会としたいというふうに考えております。

第10回は、同様に、10月18日となりますが、午前10時より、たくさんの参考人の方をこの場にお招きをいたしまして、意見の交換をしてまいりたいというふうに考えております。

大変長い時間となりましたけれども、皆様のご協力をもちまして、何とかパブリックコメントに提出するところまで、この特別委員会の成果ができ上がってまいったところでございます。まだまだ道半ばでございます。感謝を申し上げるには一手早いとは存じますが、大変にご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

16 : 38 閉議